

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 13 集

1 9 8 9

福 岡

福岡市立歴史資料館

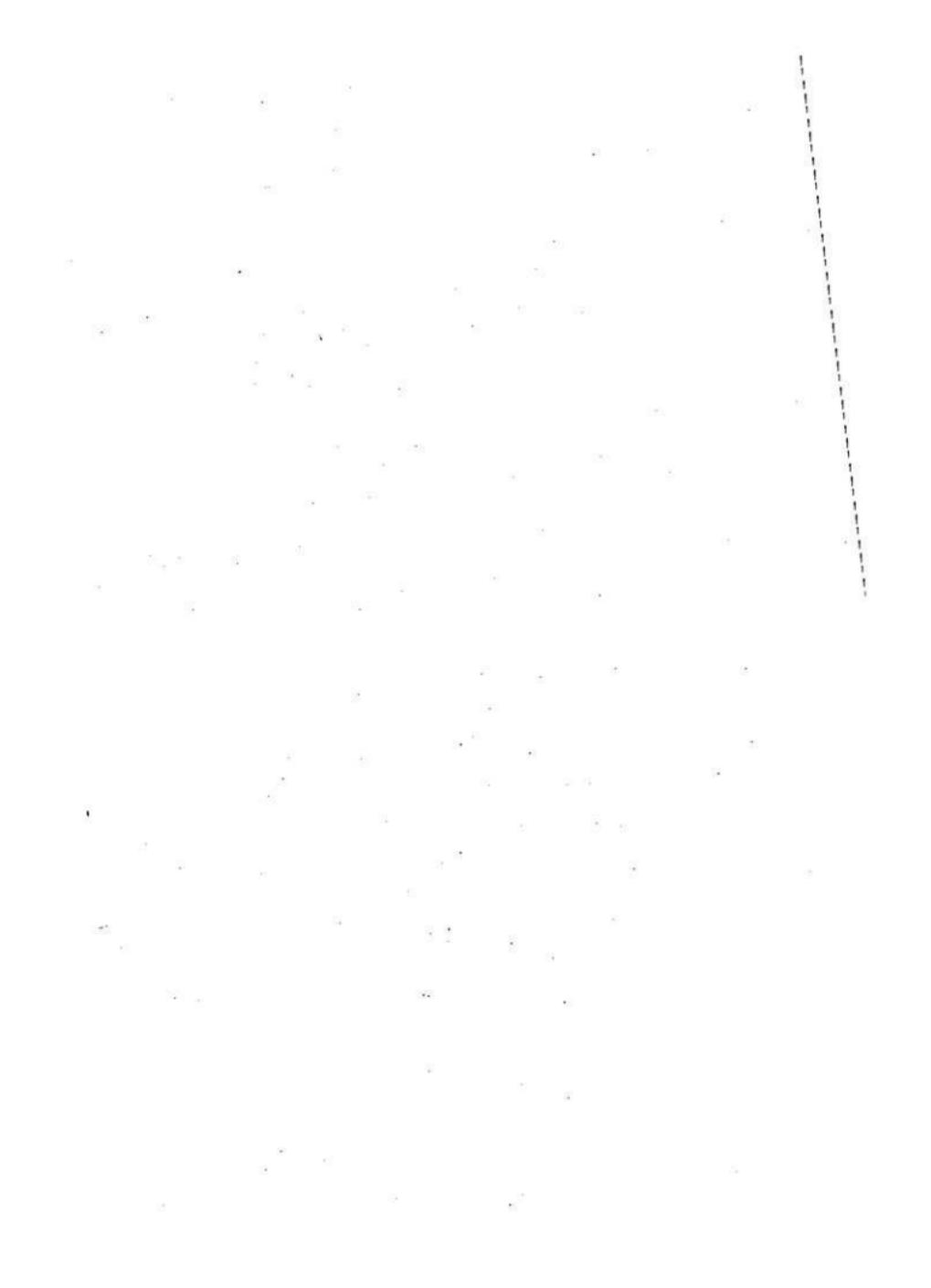
研 究 報 告

第 13 集



1 9 8 9

福 岡



序

当歴史資料館における展示・資料収集活動は、歴史・民俗・考古の各分野にわたっており、その基礎となるのが調査研究であります。その成果を公表する研究報告も今回で第一三集になりました。

今回の研究報告第一三集における「筑前五ヶ浦廻船の諸記録」は、筑前五ヶ浦廻船の基本的な資料についてその大略を述べ、代表的な記録を紹介したものであり、「中国出土王莽銭に関する覚書」は、中国における王莽銭の出土例をとりあげ、日本にもたらされた王莽銭の年代観を再検討したものです。

今後とも館活動の活発化のため努力していきたいと存じます。皆様の御批判と御指導をお願い申し上げます。

平成元年三月三十一日

館長 濱地政右衛門



目 次

中国出土王莽錢に関する覚書	塩屋勝利	31
筑前五ヶ浦廻船の諸記録	高田茂廣	1

筑前五ヶ浦廻船の諸記録

高田茂廣

一はじめに

筆者が「五ヶ浦廻船」という名称にはじめて接したのは昭和四七年頃であった。当時『能古島物語』の執筆を終えて、能古島の歴史上最大の事績が近世の海運業であったことを知り、その跡を探つてみたかったとき、かつて能古島の廻船業者であった前田浦郎氏の家の蔵の二階から一冊の書冊を発見し、その中から「五ヶ浦廻船方記録」という文章を見出だしたのが最初の出会いなのである。

「五ヶ浦廻船方記録」によれば、「五ヶ浦」とは現在の福岡市西区能古・今津・浜崎・宮浦・唐泊の五つの浦を指していた。この五つの浦のそれぞれの廻船業については『筑前国統風土記録附録』や『筑

前国統風土記録』といった近世の地誌をはじめ「筑豊沿海志」、「糸島郡誌」・「北崎村誌」・「残島村誌稿」などによって断片的にではあるが紹介されていた。一方、「五ヶ浦廻船」という名称も

福岡藩の記録である『郡町浦御用帳』や『浦役所記録』にたびたび登場するのだが、それが具体的にどの浦を指すのかは不明であった。このことが近世を通じて日本有数の廻船團であった五ヶ浦廻船の存在を研究の成果として残し得なかつた原因であろうと考えている。

その後に収集した資料を元にして『筑前五ヶ浦廻船』を出版したのは昭和五十年のことであったが、資料として収録した「御役頭廻船目録」(津上文書)と「横浜御積登記録帳」(水崎文書)を除いて原文を載せることはしなかつた。この「筑前五ヶ浦廻船」は、その

後の新しい資料の発見により書き改めなければならない箇所が多くあるのだが、まだそのことを為し得ていない。わずかに「福岡市立歴史資料館研究報告第7集」で「浜崎浦善右衛門のルソン島漂着事件について」と題して五ヶ浦廻船の国外への漂流に関する資料を載せた程度である。

以上のようなことで、収集した資料の多くを紹介する機会が少なかったので、今回、五ヶ浦廻船に関する資料の全容を述べると共に主たる資料の幾つかを紹介する。

二 五ヶ浦廻船の資料について

五ヶ浦廻船に関する資料は決して多くはない。近世を通じて福岡藩の経済を担つて来た海運集団ではあったが、その最盛期が近世中期であり、暮末には衰退の道を辿つて明治初期には完全に姿を消した民衆の歴史など、明治以降の歴史観からすれば取るに足りない史実でしかなく、研究の対象になつていなかつたことも事実である。

また、かつて廻船の中心的な役割を果たした家の文書も、終戦以後焼き捨てられるなどの処置によって廃棄されたものも多い。

福岡藩の記録としては、前にも述べたように「郡町浦御用帳」や「浦役所記録」・「浦記録」などに断片的に登場し、福岡藩との関わりを示すが、この内「郡町浦御用帳」と「浦役所記録」については他に出版の予定があるようである。「浦記録」についてはその一部を資料として載せる。此の他福岡県立図書館に所蔵されている「郡

町浦御用帳」や「浦記録」を含む膨大な黒田家資料を詳細に調査す

れば、幾つかの新発見が想定できる。いまひとつ同図書館には「上ミニ方・江戸・長崎御立入町人由来書」と題するガリ版刷りの番冊があるが、その中に五ヶ浦廻船の江戸における代弁者であった筑前屋の由来書が載せられており、五ヶ浦廻船の成立を知り得るための資料として貴重である。しかし、この資料は原本の所在や同書を作成した人物・年代が不明であり、簡単に利用できない。

なお、五ヶ浦廻船の代表的な漂流事件として福岡藩内で広く読まれた「孫七漂流記」に属する読み本は現在判明しているだけでも八種類ほどある。この内「孫太郎譚」と「華夷九年錄」は「近世漂流記集」(荒川英俊編 法政大学出版局)に、「吹流天竺物語」と「南海紀聞」は「漂流奇談」(石井民司編 博文館)に、「孫太郎口書一件」は「通航一覽」に載せられているが、「九年錄唐泊孫七寒伝物語」(福岡市立図書館蔵)や「筑前志摩郡唐泊孫太郎異国漂流物語之事」

(大石文書)・「唐泊孫七天竺話」(唐津市立図書館蔵)はまだ解説がなされていない。今後さらに新しいものが出て可能性も残されている。五ヶ浦内における資料としては次のものがあるが、詳細については「福岡市歴史資料所在確認調査報告書」に載せてるので省く。

○能古島 前田満郎家資料 石橋与一郎家資料 三吉弘家資料
○唐泊 西方喜平家資料

○今津・浜崎 水崎五兵衛家資料

○宮浦 津上礼三家資料 三角隆家資料 三所神社資料

○唐泊 唐泊漁協資料

以上の資料の大部分は文書資料であるが、前田家資料と石橋家資

料は民俗学的な漁船用具および当時の生活用具が中心であり、石橋家資料は福岡市の文化財に指定されている。水崎家資料と三角家資料は共に福岡県立図書館に寄託されているが、この内、水崎家資料は今津・浜崎の資料の他に横浜積立所の記録も含んでおり、量的にも最大である。三角家資料は漁船に関する資料としては少量であるが、幕末の漁船の在り方を示す資料として同資料内の「見聞略記」拾巻および附録は近く出版の予定である。津上家資料は膨大な資料が消却された後に発見された資料であり、それだけに量は少ないが民俗資料も含めて貴重なものが多い。

この他、「残島村誌稿」に載せられている石橋家資料は久留米に現存しているとのことだが、まだそれに接する機会を得ていない。西浦の西照寺過去帳⁽¹⁾も貴重な資料であるが、その性格上普通には拝見することは難しい。その内容については「北崎小学校百年誌」に載せてある。かつて宮浦の漁船問屋であった榎田家は数軒あるが、この内榎田在住の榎田家の資料が少量であるがコピーとして筆者の手元にある。

五ヶ浦漁船とは直接関係はないが、間接的あるいは比較のための資料として松崎武俊氏の収集資料の中に宗像・柏原地方の海運資料が多數あり、研究のためには無視できない資料である。同じような意味で箱崎の明石家資料⁽²⁾・山崎家資料⁽³⁾・弘浦の松田家資料⁽⁴⁾・西浦の柴田家資料⁽⁵⁾等がある。

県外の資料としては各地に残されている客船帳がある。現在筆者が確認し、出版されているものとしては鳥取県浜田市清水屋の「諸

國御客船帳」(袖木学編)があるが、この他にも石川県富来町の佐渡屋客船帳、北海道江差の岡川家客船帳等があり、それぞれの町史に載せられている。これらの客船帳は当時の五ヶ浦漁船の各地における活躍の実態を知る資料として貴重なものであり、今後も新しい発掘の可能性が残されている。青森県下北半島の大畠町に書き残されていた「風土年表」(村林源助著 みちのく双書)や宮城県の「牡鹿郡誌」の中にも関連の記事がある。

「通航一覽」(国書刊行会編 昭和十五年)や「古事類苑」(吉川弘文館)にも五ヶ浦漁船の遭難に関する記事があり、見落とすことのできない資料である。なお、五ヶ浦漁船とは直接の関連はないが、一般的な海運資料として「海事資料叢書」(住田正一編 総南堂)も忘れてはならない資料であろう。

なお、五ヶ浦漁船に言及した論文等には次のものがある。
筑前今津の浦大庄屋

橋詠武生 「福岡地方史談話会会報」号

近世における沈没漁船の城米引揚について

家令俊雄 「日本歴史」昭和49年1月号
『近世海難救助制度の研究』

金指正一 吉川弘文館

近世北九州における漁船業の展開—筑前下浦漁船の場合

中野 等 「総日本海上交通史」 文獻出版

三 揭載資料について

資料1

「五ヶ浦廻船方記録」（前田滝郎家資料）

が、度重なる遭難等によって十数隻に減少していた時代である。この「五ヶ浦廻船方記録」はかつての繁栄を取り返すための手段のひとつであったのだろうことが、次に載せる「御一新ニ付 五ヶ浦廻船方由来書上控」によつて判る。

表紙には書名の記載がなく、末尾に「見聞卷終」とある書冊の一部としてこの資料がある。巻頭に「文政十亥年（一八二七）御米船支配若松出勤写之建築かた海の中道のへり残の浦波前田の性名は三」とあり、五ヶ浦廻船方記録の文末に「文政十四辛正月吉書 若松下浦屋ニ而」とあるから、若松に勤めていた前田三（おそらく三次）が見聞きしたことを書留したノートである。文中には「五ヶ浦廻船方記録」の他に、文政十年二月五日の大阪大火に関する大阪筑前屋からの書簡や、文政十一年の残島太平船の紀州大島における遭難事件も書き写している。なお、前田家は残島北浦の廻船問屋であり、明和元年にルソンへ漂着した村丸は同家の船であった。

五ヶ浦廻船方記録は五ヶ浦廻船の発生から当時の現状に至るまでを、歴史的な立場で書かれた唯一といつていいほどの資料である。内容は二回にわたり福岡藩へ差出した由來の書上書であるが、前段は寛政六年（一七九四）以降文政十三年までの間に宮浦の佐市によつて書かれたものであり、後段は前段を補足して文政十三年五月に宮浦文九郎・残島治右衛門・同五平によつて差出されたものである。当時、五ヶ浦廻船はすでに衰退期にあつた。最盛期であつた正保年中（一六四四—一六四七）から宝暦の頃（一七五一—一七六三）には平均石数が千二百石を越えた廻船を六十艘近く保有していた

資料2

「御一新ニ付 五ヶ浦廻船方由来書上控」（水崎文書）

「御一新ニ付」であるから明治維新後に書かれた文書であろうが、前掲の「五ヶ浦廻船方記録」を受継ぐものである。五ヶ浦廻船が完全に姿を消し、その歴史を開じるのが明治八年であるから、この文書も廻船競争の手段として書かれたものであると考えるべきである。なお、この文書を誰が作製したか等は不明であるが、表題の下にある署名の「す平」は幕末から明治初期における水崎家の当主である。

水崎家はもともと浜崎の廻船問屋であった。同家には元禄三年（一六九〇）の船模も残つており、先に掲げた「近世における沈没廻船の城邑引揚について 家令俊雄」も元禄十一年（一六九八）に志摩國石鏡で沈没した水崎家の船の記録である。しかし、宝暦二年（一七五二）に起きた青木善右衛門船のルソン島漂着事件に連座して廻船業を営むことが不可能になり、以後横浜米穀立所の差配となつて明治維新まで続く。同家の廻船業が早かつたにも拘らず廻船資料が数多く残されたのはこのことによる。

「覚」
(水崎文書)

資料1および2が書簡であり五ヶ浦の廻船中より藩へ差出された文書であるのに対し、この文書は紙であり藩から五ヶ浦廻船中へ宛てた通達である。年号等が不記入なので明確なことは云えないが、文面から幕末に近い頃の文書であろうと推定する。

内容は前掲の資料とほぼ同じであるが、福岡藩米の輸送と若松・横浜および永倉の三積立所の在り方等がより克明に記載されており、福岡藩の五ヶ浦廻船に対する対処の仕方を明らかにする資料である。

なお、後半の部分には難破船に対する対応の仕方が書かれている。

「江戸大火災ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付御切組材木追々大廻船を以御積越ニ相成候一件」(福岡県立図書館蔵)

福岡県立図書館に所蔵されている「浦記録」の「火災」の項に記載されている資料である。「浦記録」はもともと百数十冊はあったようであり、県立図書館所蔵の分は一九番・七六番・八一番・八四番・八六番・九九番・百四番・百廿一番の八冊である。この内、火災について述べられた巻は八六番である。福岡藩の江戸屋敷が火災に遭ったこの事件の顛末については、資料1・同2でも詳しくのべており、五ヶ浦廻船にとつても福岡藩に御奉公した最大の事件の一つであったのだろうと考えるが、この資料の重要性は事件そのもの

にあるのではなく、筑前から江戸まで材木を運んだ五ヶ浦廻船の船数と各廻船の石数にある。

五ヶ浦廻船の船数と石数については断片的なものが幾つかあるが、この資料ほどまとまった資料は他にはない。もともと天明期という五ヶ浦廻船のやや衰退期の資料であり、ここに載せられた船が五ヶ浦廻船の総てであるかどうかは明らかでない。しかし、当時の実態をある程度知ることはできる。この資料は何回か利用され、論文等に載せられたこともあるが、原文を紹介されたことはなかつた。

「宝暦八貞年より文政十亥年迄七拾ヶ年

四代 御称譽御書附写 三拾四通」(津上文書)

津上家は宮浦の庄屋をはじめ五ヶ浦廻船の頭取・筑前下浦の大庄屋を歴任した家である。この家の代表的な文書である「御役頭廻船日録」(筑前五ヶ浦廻船)に載録)は享保十二年から書き始められており、その表題と初期の内容からして当時すでに五ヶ浦廻船の中的な家の一つであったことが窺える。

資料5は万延元年(一八六〇)に十五歳であった津上富吉郎がその家の残された御書附類を書き写したものである。文書は宝暦八年(一七八八)以降のものであるが、五ヶ浦廻船の頭取や浦庄屋などといった家の福岡藩や近隣の浦との関わり合いを示す資料であり、十五歳の少年がこれを書き写したということは、家を嗣ぐ者の資格

として必要なことであったのだろう。

資料6

「文政十二年ヨリ御詔書附写」(津上文書)

資料5に続く資料である。内容は文政十二年（一八二九）から明治四年までの三十三通であり、筆者は津上定右衛門毅満である。おそらく資料5の富吉郎と同一人物であろう。

なお、筑前下浦の最後の大庄屋であった津上定六は嘉永五年（一八五二）以降の大庄屋であった津上定右衛門と同一人物である。

四 おわりに

筑前五ヶ浦の資料について樓々述べてきたが、はじめにも述べたようにもともと少ない資料の中から選んだ資料であり、これで五ヶ浦廻船の全貌を把握するとは考えてはいない。しかし、その概略は理解できるのではないかとも考えるのである。

近世という大陸はいうにおよばず国内的にでさえ閉鎖的であった時代にあって、小さな福岡藩という地域にとらわれず、北海道から東北の太平洋岸といった全国の海を駆けめぐった五ヶ浦廻船の歴史は、古代から続いた福岡の対外交渉の歴史を継ぐものであり、さらに近代以降の開かれた福岡の歴史へと受け継がるべき歴史であろう。私のように郷土史などといった小さな範囲にとらわれているのではなく、大きな立場で研究をされる人の出現を熱望する次第である。

筑前五ヶ浦とその周辺図



最後に資料の提供をしてくださった福岡県立図書館をはじめ津上家・水崎家・前田家、資料整理等を手伝つてもらつた当館の小松原澄江・中村浩美両氏に謝意を表してこの小稿を閉じる。

資料

資料1

五ヶ浦廻船方記録

一 慶長年間 殿様御當國御入都被為遂 以後御用之御荷物船百石積位より三四百石積迄間 数拾艘御座候分 残島・今津・浜崎・吉浦・唐泊以上五ヶ浦御預け被為成 私共先祖之者共々右船ヲ持伝 御米御用并江戸御參勤御用物 獨又長崎御用等運漕相勤來り 其後御登米等も相増候故 追々廻船も大船二相成 大坂御登米之義ハ五ヶ浦廻船中請負被為仰付 唯今迄相続御用相勤來居申上候

一 宝曆三年酉八月 大風二而常州鹿島灘ニ而御國廻船拾式一艘一同二破船仕候節 御奉行古田與八様御仁恵ヲ以右代り船仕調として御宝蔵銀武百貫目無利拾ケ年賦ニ而御押借被仰付翌亥之春迄二掛ケ拾式般之代船仕候 御米御用相勤居申候内 又々破船難船等打続 年賦御上納相調かたく候ニ付 第一と唱候富札御願申請 右運上銀并富札之余銀等相加 九ヶ年迄ハ御上納仕候得共 相残リ十ヶ年目何分御上納之手段無御座一ヶ年之分は御捨り被仰付候

一 宝曆年中迄は御米運賃五歩之御定メニ御座候處 追々廻船相減旅船借入候ニ付 年々足運賃打重り 廻船中大ニ難済相迫退転可仕處 御奉行古田與八様下モ御恩ヲ以御慈悲之上御米運賃御增被為下 六步五厘被下置 三ヶ年之間右運賃頂戴 明和二年六水々六歩運賃被為仰付候ニ付 廻船も追々相増 安永・天明之頃ニ至り候而是既ニ廻船五十余艘迄繁昌仕 其後寛政年中ニ至り又々廻船相減 武拾四五艘ニ相成候ニ付少々宛旅船借入御米御用相勤居申候處 享和元年御仕組船出来 其砌迄ハ殘島斗江持來候廻船拾三四艘有之候處 俄ニ相減候事

但 五ヶ浦廻船專繁昌仕候は正保享保年中 古キ舊類ニ相見江申候

一 宝曆未年より廻船御米積運賃之内より武厘通引除ケ 廻船頭取支配仕諸雜用又ハ借船足運賃等ニ仕候事

一 宝曆年間御宝蔵銀御押借被為仰付 満年分老ケ年御捨り被仰付候ニ付 為莫加之御米積廻船一立ニ米老俵宛引除ケ上納仕候分凡一ヶ年二米八九十九俵宛 此外御菜銀として廻船積高千石ニ付銀武百五拾目宛 年々御上納申上來事

一 御米積無番之義は元文年中御登御米三拾万俵余ニ相成候ニ付秋口一番二乗下 夏大豆積候船ヲ以無番積被仰付候事
但 右無番積之義居船頭申評議之上 是迄之通相止メ
増船中或は新造又ハ船仕替等之節 為教合其時開出御免被仰付候 明和九年辰年 時之奉行古田與八様・
山崎権太夫様 都而其節廻船中義定相定申候事 右

御聞届ケ書ハ故宮浦文九郎役中同人方ニ有ル

明和九辰年 江戸櫻田御屋鋪御類焼之砌

候御切組材木廻船三十四艘御用相勧候内 旅船履入候分は百石

二付銀七百目宛之運賃ニ而被仰付候得共

其時ハ諸国一統御切組材木相迫り 廻船至て私底之時節ニ而

御國ノハ百石ニ付銀壹貲五百目迄御雇入御候ニ付 旅船之分ハ御國茂右ニ準し銀

壹貲三百五拾目迄借入候ニ付 足運賃三拾貢目余惣廻船中今

相弁申上候 右足銀之儀御伺申上候處 御當用銀拾五貢目押

借被仰付 五ヶ年賦ニ而上納仕上候事

一 寛政六寅正月 江戸御屋敷御類焼之砌 御切組材木 若松井外

木屋兩所より御積立被仰付候 同七月廿卯三月迄廻船拾七艘 内

九艘旅船借入 右運賃先年之通百石ニ付銀七百目宛被仰付候得

共 旅船之分ハ借入出来不仕 銀九百目余迄借入仕 彼是足銀

式拾貢目ニ相成候ニ付 当時御押借之儀御願申上候處 御浦救

銀十五貢目五ヶ年賦上納ニ而押借被仰付 右御皆納申上候 都

而廻船無之御國々ハ百石ニ付銀壹貲四五百目迄御借立ニ相成候

御國儀ハ廻船方中今雇人候ニ付格別高値ニも借入不申 殊ニ足

運賃等廻船中今相弁 右兩度非常之御用ニ付而是多分之御國益

御奉公申上候事

御米積廻船中今御米運賃米毫儀ニ付米式合宛 伊崎浦御用心米

納ニ上納仕置候ハ右年數借高ニも相成候上ハ廻船中御米運賃

御前借御願不申上 此米ヲ以年々御借渡可被下ニ付相納置候處

去ル寛政四年壬子秋非常の損毛 御浦中御教ニ相成 全廻船中

今惣浦中江寸志ニ相成居候 此米高一ヶ年ニ凡百武拾儀宛先年
令納込居申候事

一 寛永年中 廻船方者共諸願書御聞届ケ願書 当名は時之御家老

倉八十太夫様と御座候由 右之書類并手勘吉様指上 故宮浦文

九郎方江所持致候分 井手勘吉様御請取ニ相成 其後御下ケ之

義段々願出候得共御下ケ不被仰付事 取次齊浦清次様

右五ヶ浦廻船方記録 先年御詮議依而 御浦御奉行并手勘七様

江宮浦佐市より指上候事

再応記録申上候

一 文政十三寅年 御郡御役所より廻船方記録御詮議ニ依而 左之

通申上候事 乍恐奉申上口上覺

大坂御登御米 五ヶ浦廻船江請負被仰付候由來記録等所持仕居

申候ハ、相調子 精細申上候様被仰付奉長上候 段々詮議仕候

處 年古キ義ニ而御上今御渡ニ相成候御書付類所持不仕 其比

迄は浦々書説等仕候者無御趣ニ而 只々年老之者追々申伝候

儀共少々宛相記居申候分取約 乍恐左ニ奉申上候

慶長年中之比より御手船百石積位より三四百石積迄之分數被為

有 諸御用ニ被為召仕 猶御打入之御砌ハ御用物並御家中様御

荷物共ニ御積廻ニ相成 御用済後 右御船々 残嶋・浜崎・今

津・宮浦・唐泊五ヶ浦之者御任被仰付候由申伝居申候事

御打入之後 廉長元和之比 御國元より江戸迄海上湊嶋々船衆

前御調子五ヶ浦江被仰付候節 宮浦作右衛門と申者七八百石積

程之船乗廻相調子 委細申上由ニ御座候得とも 手元江接書ハ

見出不申候事

其比御國產御用物諸品多分江戸表江御指廻二相成 猶大坂御登

御米積御用共 五ヶ浦請負被仰付候間 追々石増之廻船二仕

立 江戸表江御用物請払御積送二付候而ハ右宮浦作右衛門同表

江詰切 御用物受払御屋敷江納方万端支配仕 其盤同所江居留

候 只今迄家名相続筑前屋作右衛門・同善兵衛ニ而御座候事

御登御米之儀 前文ニ申上候通 御打入勘合五ヶ浦請負二相

勧來 是迄相続仕居申候 尤水キ聞之義ニ付 右年数之内転變

ハ可有御座候得共 只今迄相続仕来居申候事

北國筋今奥州廻り江戸着仕候を日本大廻りと相唱申候 於江戸

御公儀様今海辺御調子之節 作右衛門江戸居住ニ而大廻海辺巧

者之儀ニ付 御問調子被為有候而 同表大廻之儀初候由 右ニ

付其比より年々御国船両三艘宛御公儀様より御雇立御座候而公

米積相勧來申候 他国之船は不案ニ付御雇人無御座候 既ニ

當年も残鳴廻船式般御雇立ニ而罷越申候 御国船居合不申年は

日本大廻無御座候事

右之趣 年老之者申伝ニ御座候 外ニ何分委敷義見出不申候条

宣敷御聞通可被為下候 以上

文政十三年寅五月 廻船頭取 宮浦 文九郎

御郡御役所江差出 同 残島浦 治右衛門

同浦庄屋 五平

資料2

御一新ニ付五ヶ浦廻船方由來書上達

覺

五ヶ浦廻船之儀は乍恐御先祖様御入國已後 御手荷船 残嶋・浜崎・今津・宮浦・唐泊之者共江御預被為仰付 追々廻船も繁

盛仕 江戸御參勤御用物積を初 大坂御登御米共右廻船中江請負被仰付置 数代不相変御用動上来居候事

已上之分廻船と唱來申候 依之御國浦々ニ而六百石已上之船

御參勤御用物積六百石今七八百石迄御用達ニ相成候間 六百石

仕調候得共五ヶ浦之者名前仕 御浦役所々石改被仰付船帳ニ書

載 御業銀ヨウセイ八名前主々取立上納仕候儀 古來今仕來ニ御座候五百石以下之船々 右御用達不仕候ニ付商船之部二入 其浦々

二而取計申候事

一 御登御米運貨 己前ハ五六歩々七八歩迄年々米直段ニよつて増減御座候處 宝曆年中今水々六歩運貨ニ被仰付候事

明和安水之頃迄ハ五ヶ浦ニ而廻船四拾余艘繁昌仕大坂御登御米

も五ヶ浦廻船中ニ而運資仕居申候 尤其頃若松ニモ小船少々所持仕候者御座候間 船問之養は廻船方へ借入 御米積方為仕居

申候 横元若松小船ハ廻船川受之節上荷積之儀本業ニ御座候事

已前ハ廻船頭取之者苦勞米 福岡・横浜 若松其外共出勤筋木

諸雜用ニ召仕之者共 苦勞米難破船之節諸人目 且ハ御役々様

文政十四辛正月吉書

若松下浦屋二而

八年始譽乘御見舞入用共一ヶ年仕約メ 運船中二而割合出納仕
來居候処 一手中評議之上 御米千俵二付一建ニ米式候宛除ケ
置 右入財ニ取用相殘分御座候得は御浦役所へ相納御備被仰付
置 運船仕調料又ハ修繕等之節拝借仕 五ヶ年賦ヲ以上納仕居
候間 式廻除ケと決來居候事

天明年中寛政年中兩度 江戸桜田御屋舎御類焼被為在候節 御
仕組御材木并御普請御用諸品共 御国元々積運方五ヶ浦運船中
へ被仰付 百石二付銀七百目宛御渡方ニ相成申候 諸家様も御
同様御普請御用品々御國許合御精廻被為在候ニ付 諸國運船連
貨銀老メ式百目位イ迄御借立ニ相成候得共 御國ハ五ヶ浦運船
中ニ而御奉公申候 尤其頃御國運船無數候ニ付拾獲借入之分
毫メ二三百目ニ而借立候得共 七百目之外御渡方無御座 右足
銀莫大之儀ハ御浦留銀押借仕相償申候 返上納ハ五ヶ浦運船中
々相弁年賦ヲ以上納仕運申候事

文政之始頃 御國運船相減候ニ付 旅船借入ヲ以御登御米運送
仕候處 其砌米直段極々下落仕 船々勘定相立不申 旅船不進
々して御米積御支ニ相成 同四己年運船方御取止メ被仰付 大
坂筑前屋三郎⁽³⁾助江請負被仰付候 左候而ハ五ヶ浦之者渡世ニ放
レ極々難渋ニ差及候ニ付 五ヶ浦庄屋組頭中連名ヲ以追々勘顧
申上候處 其後運船方筑前屋及方半高宛請負被仰付 十ヶ年相
立天保二卯年ヲ御證儀之上已前之通想高五ヶ浦運船中江請負被
仰付候事

御國江廻船無數候而ハ御登御米積を始諸御用共御支ニ相成候間

文政六七年之頃御評儀之上運船毫縷ニ付銀式拾メ目宛 御浦留
金押借被仰付候間 残崎・宮浦・唐泊之者拝借御願申受 運船
拾綱余仕調居申候處 追々不仕合打綱及難破船 又ハ大坂銀主
借財相済 何れも船持絶返上納莫太之銀高相済候ニ付 運船方
へ引受 素年賦井上納御願申上ヲ以相納居申候事

天保五六年之頃 御登米御教方へ御引上ケニ相成 他方色々々
相願之者御座候間 運賃も五歩七厘御渡ニ相成 運船方ニハ御
當用御米纏受持被仰付候 其後御教方御取止メ之上 已前之通
想高運船方へ被仰付 運賃も六歩渡ニ相成候事

同十二三年之頃 御船方ニ御手荷船六艘運船方江御預ケ被仰付
船頭加子共五ヶ浦モ衆組 御米積を始長崎御用共御召仕ニ相成
候處 丑年ヲ御登御米モ御船方御支配ニ相成 運船中極々難渋
ニ及差居申候處 署寅秋御證儀之上已前之通五ヶ浦運船中江請
負被仰付候事

取之上相極メ申候 右之外東海^{シタマツ}二罷越船之節 江戸表ニ而

諸國御荷物御積送り相成候儀々御座候 右之船足入三面ハ若

松ニ難乗入候ニ付 豊前田ノ浦^{シタマツ}為番付加子老人若松ヘ差立

会所順番帳に書載申候而元船ハ御城下江乗廻申候 其外江戸^{シタマツ}

帰り之廻船は船底よこれ居申候間 田ノ浦ニ而焼船仕 風順沙

時依而四五日も滞船仕候御御座候間 是又為番付加子老人差立

申候 此儀古來今之仕来ニ御座候

五ヶ浦廻船之内 御廻米積受 江戸表ヘ混越候哉又々東海^{シタマツ}

罷越 御米半迄帰り不申船 其外御勘定所御浦役所廻船仕組金

拝借仕候船々 売建積方仕候而ハ上納金相調不申候付 右之

船々ハ御米高之内船割ニ相加置 積方爲仕居申候 尤御皆済際

迄帰船不仕候ハ、別船ヲ以無御支様積方取計居申候 左様無之

而八五ヶ浦廻船水綫出来不仕候事

資料3

覺

〔付紙〕頭取退役願中助役之者江相達

同船借水尾指中
同問屋中

同船頭取中

一 御手荷船を初廻船召仕方 夫々受持之者手数每事根を能々致勘

弁 風俗宜廻船禁昌いたし候様御手荷船御仕組水綫之道相立候

得は 下浦廻船^{シタマツ}業者渡世ニ取付 船業丈夫ニ押移り 追々御

船造替ニ付而是御米積^{シタマツ}業前弁利能様申出子細も可有之 則只

今廻船相増たる訳ニ相違無之其当り重量遂勧弁 船頭共江得と

相諭取締方可申合候 船商亮方御手船浦船共船中之雜費道具足

入等之仕方相替儀無之善之處 船頭共心得不宜歎且未御願已後

夏借出来不居申故共歎 上方江借財等も有之不思和敷様ニ相聞

江候 以來船頭共渡世相立御仕組整候様切角心を寄可申候事

一當時廻船頭取共事取調子中ニ付 頭取助申付候者共 本役同様

二心得 律左之廉嚴重可取計候事

廻船方之儀は古來五ヶ浦之内廻船頭取相立 一切請持事ニ候

得共追々模様替 其末近年以前ニ更り連貨五歩七厘ニ而投請ニ

候候 尚時之御時節柄大造之運貿米綫リセ之取計ニ運貿増も相
應趣無ニ相聞江候折柄 為取約御船方江 一切受持被仰付御達之
御起意を以仕舞を改 御借船現運貿直借入ニ而御足略筋觸敷取

計候處 船頭手取運貿不相動五歩式厘^{シタマツ}五歩ニ而も是迄之形を

○ 福岡間屋年番ニ而三ヶ所共運貿證換可取次候間 地之間屋

以御借船いたし 不都合無之 子年分御米御登せ江戸御廻米共
御益米余分相見江候得は 是迄投受運貿之儀は差捨志を打替
御後約重ニいたし 御為宜敷廻船方一統ニ可申合候 以來い
つれも心得方左之通相達候条 尚取締之道相氣奇筋も候ハ、不
關可申出候事

給米并年番給米之事

○ 横浜問屋給之儀は已後現業二依可相決候事

○ ○ 若松問屋最前之通たるへく候事

○ 同所二において頭取助申付候者 現業動振二依而給米可相決

候事

○ 水尾指小宿之者 手前勝手之儀有之歟二相聞候間 頭取助

請持之者ら不直無之様毎事教可取計候事

一 同頭取御米積立場所 已來詰切ニ不及廉目出方いたし 御手荷

船を初御米船之風俗体常々証度心を寄 取締方聞立可申出候事

一 同頭取を初 週船方之儀は五ヶ浦二限り居候得共 当時御用弁

二依而若松村二において週船頭取助之者相立候間 御手荷船之儀

も一切無腹藏可申合候事

一 五ヶ浦より相立候頭取並に若松頭取助之者 御米船御用二付出福

申付候節 同懇二日目迄は手仕度ニいたし可申候 三日目より滞

留日數二応一日二米或升宛相渡候事

一 頭取之者心得 御船方週船請持之手先ニ而諸事支配を受 五ヶ

浦より申付候者 横浜・永倉武ケ所受持ニ候 自然病氣指合等之

節は若松も同様間屋ラ助合候様可申合候事

一 浦方受持中ラ仕来ながら現運賃之内 引立廉臨時除間屋口錢之

外諸口手当を初 已前ラ之形而是當時一統取締方稱教被仰付儀

二付 取納先音信筋堅可為無用候 尤御登米樹合之末々 挨拶

向とも御節柄取締之訳不相立候而是不行届次第二付 事々

當時之御趣意を以三ヶ所持合二而風俗宣敷押移 弥地旅御借船

御米積船頭共相裏ひ候様取納方精々可申合候事

一 難破船自然有之節 頭取間屋船借水尾指之者共申合 順番ニ受

持相立置 注進次第即刻場所江罷越可申候 諸入目臨時除分を

以三ヶ所持合二而可相仕週候事

一 御借船之儀 週船頭取は御米積船ニ不限週船之儀 一切請持頭取

二付 立会石足底重ニ相極 船々年数道具類不丈夫ニ相見込候

ハ、無遠慮積方差除ケ可申候事

一 難破船之儀は一遍ニ相居かたく 時宜ニ應し取約メ有之事ニ付

船作法前を以可取計候 自然歩一沙汰ニ及節は去ル亥年從公

儀御達 面々付ケ紙之趣を以免角不表之急博之道ニ先方役筋可

申合候事

但 御米取片付始末次第 不宜儀も有之歟ニ相聞江候ニ付

為其御陸士目付被差越事ニ付 弥委敷可速吟味候事

兼而船頭共江心得させ置可申候事

資料4

江戸大火災ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付 御切組材木追々大週船を
以御積越ニ相成候一件

明和九年辰三月

江戸大火事ニ而桜田御屋鋪御類焼ニ付 爰元ニ而御切組之材
木追々御積越ニ相成候 同七月ニ初積 宮浦船頭千之丞船積登

候事

一 江戸大廻運賃銀 以前は千石二付古銀四貫六百目宛被相渡候由

近來御參勤大廻被指立候分 千石二七貫目宛被相渡來候ニ付 此

節宮浦船頭子之丞船七貫目宛之積を以証提仕出候處 御勘定所

御法書ニ文銀ニ相成 千石五貫五百目宛被相渡等ニ相成居申候

て右証提不相清候 段々御詮儀も有之廻船中々茂右七貫目宛被

仰付候而茂余程不足ニ付廻船中教合來候得共 是ハ御參勤立隔

年ニ老練宛被指立候事故 廻船中々足シ教合ニ而相渡候 此節

は數艘被指立事故 右七貫目ヲ被減候様有之候而は廻船浦ひし

と不相立候様 大庄屋廻船中よりも重疊相願候 御詮儀之上右

御法書相改候儀は何分不相成候 乍然此節は願之通七貫目宛御

渡被下候様ニと奉行衆より被申出 御用聞天野與太夫より表判衆

申談之上 御當職彈番殿御聞被成候而 此節御材木積運之分

ハ七貫目宛被相渡候 御參勤御用大廻被指立候節ハ其節御詮儀

之上可被仰付由ニ而 船頭共願之通千石ニ付七貫目被仰付候事

一 右大廻船 波戸江乗廻候上 天野與太夫江申達 同人より御船方

御普請方江被相達候上ニ而御船頭吟味役老人御船方附役式人御

普請方目附役老人技突とも二乘組候而船改有之候 右之船改石

數積高相極候上ニ而運賃証拵仕出シ申付 若松積之分は居浦よ

り迎船參候上 右之面々乗組改相清候 以後若松江乗廻候 直

二若松江入津之船江は注進之上 御普請方役人被罷越候上ニ而

同所御船頭石井権太夫立会 船改有之候上ニ而改証拵爰元江送

り來り候上 運賃証拵仕出申付候事

一 此以前 江戸江御材木積運之節 船積石之内々道具引有之候

此節茂先格之由ニ而左之通道具引相極候 但 御國廻船不足ニ付

而旅借船指出候へは 旅船ニハ道具引と申儀は不致得心候ニ付

足シ運賃之外右道具引之分茂廻船中より相弁江申候事

○ 九百九拾九石迄は積高之内々五拾石引 諸石高千石ニ付銀七

貫目之宛を以運賃相渡ル

○ 千石以上之船は百石当り道具引右同断之事

一 右運賃証拵 船頭より仕出候分 奥書等左之通

但 旅船借船ニ而指出候分は何国船頭何某船之由ニ而

廻船頭取より証提仕出受取相渡候 勿論借船ニ而五ヶ

浦^{ハシマ}上^{アシマ}乗老人宛乗せ遣候右屢貨糧米等茂一切廻船中

合指出ス

○ 御切粗材木江戸御積運被仰付候運賃銀受取申上候事

○ 御用判

○ 溝奉行判

高○千石○ハ

内

百石八

道具引

九百石八

残而

高○千石○ハ
内
百石八
道具引
九百石八
残而

何浦船頭

何かし

年号月日

御銀奉行

小林藤左衛門様

神吉源三郎様

右之通相違無御座候 以上

年号月日

右江戸御普請御用相違無御座候 巳上

浦奉行判

付 右之趣浦奉行江申談候事
辰七月

年号月日

御普請奉行 濱田市之進
字野作兵衛

御用判

天野與太夫

右奥書仕様之儀 今度詮議之上ニ而右之通りニ相極候事
追々運賃銀證提出受取員數ハ百石二付銀七百目之當ニ付 爰

二不記改石高計船數共二左ニ記置候事

此節大廻運貨之儀ニ付願等有之 天野與太夫より御當職江被申達
候上二而 願之通被相渡候趣 御用所記錄二書留ニ相成候分左
之通

○ 江戸江差廻候御國浦之廻船運貨銀 享保年中御普請之節 千

石二付古銀四貫六百目之當を以被相渡候段 古記錄二茂書載

有之候 文銀二吹替以後都而五割増六貫九百目相渡候由 其
後御定メ有之千石二付五貫九百八拾目之割を以被相渡候段

古田與八江申談候处 先年以來御參勤御用大廻船百石二付七
百目當を以被相渡候ニ付 此度も七百目宛ニ而被相渡候段

五ヶ浦廻船中ノ願書并先年以來請取候員數覺書共相添被申出

候故 熊沢庄右衛門申談候上御當職江柏伺候處 是迄七百目

之当りを以相渡り候例も有之候ハ、今度御普請御用之品計
積石百石二付七百目割を以今度一立ハ相渡シ 根元御定之儀
ハ不動 外之御用大廻運貨ハ御定之通相心得候様被仰付候ニ

付 右之趣浦奉行江申談候事

辰七月

此節瓦積候船ニハ詰裏被相渡候 於江戸ニ取集 芳裏ニ相納候

苦二候 矢越竹ハ船頭ヲ差出候事

大廻材木積船江戸品川江ハ余分之材木積船諸國より參居申候由
船頭ヲ申出 揚場所之儀願出候 天野與太夫江奉行衆ヲ相談有

之候処 近々富永甚右衛門罷被申候間 其上ニ而材木揚場之
儀も詮儀之上被申越候様可被申談候 其内は三四艘之儀ニ付
見合候様との事ニ候 船頭中ヲ之願書ハ熊沢庄右衛門請取被徵
候事

五ヶ浦廻船中ノ御願申上ル事

江戸大廻御積立被遊候瓦 冬中ニ出来合不申付 瓦四拾万枚ハ

來已三月限可積立旨被仰付奉長候 併右下荷無御座候而船積
難成御座候 依之松大束四百擔程御積セ可被下候 猪上ニ茂板

類三百坪程積せ被遊候得は隨分宜敷御座候 尤瓦計は奉察候
松束を茂又は薪を茂宜敷御座候 重疊願之通被仰付可被為下候

奉願書上候 以上

五ヶ浦廻船

居船頭中

明和九年辰八月

右之通願出候得共 大束薪之間御渡被成候而も於江戸御用ニ茂

不相立候間 松板御渡可被成候由 天野與太夫被申聞候事

一 此節御材木大振之分計相殘 大船積立二相成候 左候得是江戸

二 而上荷船二難積候ニ付 徒ニいたし江戸汐留二廻シ 徒形ニ

而請取方被仰付候様と迺船方願出候得共 最初の諸品々

の帳面を以船積り被仰付置候 左候へ最初之船々江細二物計

積せ 大材木積残ニ相成候段ハ廻船頭取中解りニ付願不相済候

事

一 桟木屋・若松積共ニ前記候通船石改相済候上 品々積立候上

二 而又々御船方より荷足改有之候 積立候品々ハ御普請方令送

り状請取致出帆候 尤諸品々積立候分船々船頭々御普請方江受

指出置 江戸ニ而荷物相払 右請取を以受帳引替候諸品々送り

状写シ毫通宛 浦役所江茂差出させ候事

一 御國廻船下リ合申不足ニ付 追々致借船差出候余分足運貿銀

急廻船方雖及手ニ付 御銀三拾貫目押借之儀願出候処 御普請

銀之内合三ヶ年賦ニ而押借被仰付候 奉行衆合請被差候而請取

被相渡候事

一 今度右御切組積船ニ立積立候船茂有之 又は一向積立不申船も

有之 不連直ニ付 段々證機之上一立積候船式立積候分并積立

時節ニよつて益不益も多有之ニ付 夫々相応ニ隻廻船中より救

合イ之儀被申付置候 此節御切組一件之儀は追而見合ニ茂不相

成儀ニ付 万端委敷過船方江茂記録ニ仕立置候様ニ申付候事

追々積立候船數左之通

高七百三拾三石之内五拾石ハ道具引 残而六百八拾三石ハ
一 売艘ハ 宮浦船頭 千之丞

高三百五拾二之内百石道具引 残而千式百五拾式石ハ
一 売艘ハ 若松積 唐泊船頭 德右衛門

高千石之内百石引 残而九百石ハ
一 売艘ハ 同 七月 式

高千石之内百石引 残而千三百七拾七石ハ
一 売艘ハ 同 七月 三

高千百四百七拾七石之内百石引 残而千三百七拾七石ハ
一 売艘ハ 同 七月 四

高千百四百七拾九石之内百石引 残而千廿九石ハ
一 売艘ハ 同 八月 五

高千三百八拾七石之内百石引 残而千式百八拾七石ハ
一 売艘ハ 同 八月 六

高千八拾五石之内百石引 残而九百八拾五石ハ
一 売艘ハ 黑崎積 残鴨浦船頭 弥惣兵衛

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 七

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 八

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 九

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十一

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十二

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十三

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十四

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十五

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十六

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十七

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十八

高千五百拾式石之内百石引 残而千四百拾式石ハ
一 売艘ハ 同 八月 十九

五太夫

高千八百四拾四石之内百石引 残而千七百四拾四石八	同	八月	八	一 壱艘八	同	浦船頭	吉平
高千三百六拾五石之内百石引 残而千武百六拾五石八	同	八月	九	一 壱艘八	同	浦船頭	次郎吉
高千四百三拾六石之内百石引 残而千三百三拾六石八	同	八月	十	一 壱艘八	同	浦船頭	太郎次
高千四百七十六石之内百石引 残而千九百七拾六石八	同	九月	十一	一 壱艘八	同	浦船頭	普次郎
此分上より御借立二相成候 道具引ハ御免之由	(不記入)	九月	十二	一 壱艘八	同	正月	十八
一 壱艘八	同	九月	十三	一 壱艘八	同	正月	十七
高千五百五拾石之内百石引 残而千四百五拾石八	同	九月	十四	一 壱艘八	同	正月	十六
高千五百五拾石之内百石引 残而千四百五拾石八	同	九月	十五	一 壱艘八	同	正月八日	十六
高千四百五拾四石之内百石引 残而千三百五拾四石八	同	九月	十五	一 壱艘八	同	正月八日	已
高千三百六拾九石之内百石引 残而千二百六拾九石八	同	九月	十五	一 壱艘八	同	浦船頭	彦十郎
高千五百四拾石之内百石引 残而千四百四拾石分	同	三月	武拾武	一 壱艘八	同	浦船頭	唐泊浦船頭
高千五百八拾八石之内百石引 残而千四百八拾八石八	同	二月晦日	武拾武	一 壱艘八	同	浦船頭	六右衛門
高千五百八拾八石之内百石引 残而千四百八拾八石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	今津浦船頭
高千五百八拾八石之内百石引 残而千四百八拾八石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	仁兵衛
高八百六拾石之内五拾石引 残而八百拾石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	残嶋浦船頭
高八百六拾石之内五拾石引 残而八百拾石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	弥慈兵衛
高八百六拾石之内五拾石引 残而八百拾石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	新藏
高八百六拾石之内五拾石引 残而八百拾石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	平兵衛
高八百六拾石之内五拾石引 残而八百拾石八	同	二月晦日	武拾	一 壱艘八	同	浦船頭	源次郎

一 壴八	旅船	同 大坂船頭 助三郎	一 壴八	同 六月十九日 武拾八 宮浦船頭 千之丞
一 上乗 残鷗浦	仁左衛門	一 高千五百九拾六石之内百石引 残而千四百九拾六石分	一 壴八	同 七月五日 廿九 唐泊浦船頭 猿右衛門
一 高七百三拾三石之内五拾石引 残而六百八拾三石分	宮浦船頭	一 同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 壴八	同 三月廿日	一 同 浦船頭 遊藏	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 同千百七拾五石七斗内百石引 残而六百八拾三石分	武拾四	一 上乗 (不記入)	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 壴八	同 三月廿三日	一 芸廣鷗船頭 德兵衛	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 同九百九拾石之内五拾石引 残而九百四拾石分	武拾五	一 上乗	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 壴八	旅船	一 (不記入)	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 壴八	同 四月廿一日	一 上乗	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 高七百三拾四石之内五拾石引 残而六百八拾四石分	武拾六	一 (不記入)	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 壴八	同 四月三日	一 唐泊浦船頭 善吉	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 高千百九拾三石之内五拾石引 残而九百四拾三石分	武拾六	一 今津浦船頭 忠七	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 壴八	同 四月廿日	一 唐泊浦船頭 萬右衛門	一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八
一 高七百三拾三石之内五拾石引 残而六百八拾三石分	廿七		一 壴八	同 七月十一日 三拾 残鷗浦船頭 五八

資料5

宝曆八寅年より文政十亥年迄 七拾ヶ年

來午春二掛 瓦壹万枚御登せ分有之候ニ付 煙船壹艘大廻り二
可被指立哉之儀 御詮儀有之候處 煙船方より御米積下荷ニ少
宛積入 江戸江廻候船々より寸志ニ積登之儀申出候處 銀三百
目押領ニ被相渡候 右寸志ニ動上候段 各中御聞通 奇特ニ思
召候趣 浦奉行各廻船頭取中江被申聞候様ニとの儀ニ付 右之
段被申渡候而押領銀被相渡候事

御詮譽御書附写

四代

三拾四通

存じ候

(1) 宝曆八年寅十二月 御書附頂戴

宮浦船頭 定右衛門

一印形も無之書状 金子之儀申遣候儀二而決而無之 此已後又々御用之節金子申付候節 書状參り候ハ、役所迄庄屋々伺候上 勘無之節ニ可差出候 此已後ケ様成儀無之様ニ有之度事

(2)

浦奉行

此度五千俵積廻船式艘新規ニ仕立 其上大坂表江押江取貰候船三艘 仕組ヲ以取返シ候為用意 除銀三拾五貫百押借の錢 宮浦・唐泊・残島船頭中として相願候ニ付 格別ヲ以右銀高押借被仰付候 右之仕組 船頭中申合併大坂表掛合 猶又右押借之年賦上納一卷之儀迄茂委細心遣候 右仕組茂相調 常々船數相増シ候様ニ心掛申候段 浦方下役申出相連候 就中登り御米於大坂廻シ儀之節欠米相立候儀当年者補ニ有之 優ニ浦方下役并大庄屋才判を相守候故之儀ニ候 彼是以奇特之事ニ候 依之青銅壺貢文被下候此已後弥大坂登り米欠米無之様ニ専心掛け可申候事

(3)

浦奉行

明和六年丑九月御書附
御館就御普請銀五百目指上度段相願 奇特之至速御耳ニ候此節格別之儀ニ付存念ニ相立願之通被仰付候事

(4)

宮浦 定右衛門

安水六年西四月
今度 御館御普請ニ付 杉丸太五拾本指上ケ度旨相願 奇特之至りニ候 此節格別之儀ニ付 存念相立願之通申付候
其段遂而御聽ニ茂達事候

(5)

西四月

宮浦 貞右衛門

宮浦 定右衛門

先月廿四日 我等さと有之作り書狀脚之者持參 御浦方御用金子之儀申達 尤印形も無之書状を致披見 夜中ニ甥加藏ニもたせ金三拾五兩役所迄指出候段 心底格別之儀 御用と有之ニ付 余分之金子持出させ候段 右作り書狀共ニ御當戰へ相連候事 末々之者ニハ上ヲ尊居申心底奇特之至ニ被思召上候儀ニ候 呼出我等乞特之心底致蒙美候様被仰付候 浦中身持之者之能見真似と

(6)

安永八年亥二月

宮浦 定右衛門

浦々產子養育之儀 猶亦今度委敷被相達置候 依之為冥加米三儀
宛り 当亥年卯年迄五ヶ年之間寸志指出し度之旨願之趣相達各
聞届候 聰之通指出可申候 每度寸志を申出候段 奇特之至則御
聽ニ茂達候事

亥二月

(10)

宮浦 定右衛門

於宮浦貧弱之為救 追々八木指遣候段相達各承届 寸志之趣奇特
之至リ候 右之段御聽ニ茂達候事

寅五月

(11)

宮浦 次郎吉

寛政元年酉十二月
浦救御用心米代 浦々ら相納置候を 右代料を以現穀ニ上納之儀
申付置候處 相備上納高出米も有之候 依之為寸志米拾候上納仕
御用意米之内ニ被指加度段相顧候段 奇特之儀ニ候 即御用心米
之内ニ被指加候事

酉十二月

(7)

宮浦 定右衛門

天明四年辰二月
穀物及高価 其上不漁ニ付甚致困窮候 依之下浦中江米百俵指遣
候段相達 各聞届候 米穀私底之處格別志を相立 下浦中江為合
力指遣 特ニ儀數ニ茂有之 旁以奇特之至候段可達御耳候事

(8)

天明六年午五月

宮浦 定右衛門

銀杏枝

今度 御家婚為御祝儀 右之通指上候段 及御沙汰ニ候处 奇特
之儀被思召候事

午五月

(9)

宮浦 定右衛門

今度 御出府為御祝儀 金子武百疋指上ケ 奇特之至り 及御沙

汰候事

申十一月

(10)

宮浦 定右衛門

當七月廿九日 玄界島出火の節 為寸志石之通指越候段相達
奇

(11)

寛政四年子三月

宮浦 次郎吉

米 六俵

當正月廿二日夕 野北浦出火之節 為寸志右之通指越候段相達
奇特之儀各承届候事

子三月

(12)

宮浦 次郎吉

寛政四年子三月

白米壹斗八

米 六俵八

當七月廿九日 玄界島出火の節 為寸志石之通指越候段相達

特之儀名承届候事

子三月

已上

卯五月

水田清十郎
鈴木久左衛門

(14) 寛政七年卯五月頂戴御書附式通之内

宮浦 次郎吉

先般御入部前 御下國を奉祝為真加寸志ニ銀子貳拾五貫目指上度
段存念之趣 奉行手元迄相達候 然るに其頃おろしや御用御手当
御出財縁合せ候付 右銀子ヲ以御手當相調 一廉之寸志相立候段
相達 奇特之至り及御沙汰候 依之猶又御賞美 右指上候員數之
銀子貳拾五貫目 此節被下候 此末浦々自然困窮いたし候節も有
之候ハ、 応時宜發儀ヲ以拔方之儀奉行可相達候条致出情 速
二出銀相救可申候ニ至り 其節は委細奉行可申付候事

卯五月

(16) 寛政七年卯五月

宮浦 次郎吉

一 米六俵
去ル九日 唐泊火事逢之者共江為寸志 右之通相贈候段相達 奇
特之至各承届候事

卯五月

(17) 寛政七年卯十一月

宮浦 次郎吉

(15) 右同断 二通之内 宮浦 次郎吉
先般御入部前 御下國を奉祝為真加寸志ニ銀子貳拾五貫目指上度
段存念之趣申出候ニ付相伺候處 御詮儀之上被召上 其頃おろし
や來津御用御手當ニ被召仕候 右寸志相立候段奇特之至及御沙汰
候 依之為御稱美右指上候員數之銀子は此節被下旨 別紙御書付
被相渡候 尚又御家老中御詮儀之上浦瀬銀之内ヲ其方一生式人扶
持相渡候様被仰付候 此末浦々付然困窮いたし候節ハ應時宜發儀
ヲ以教方之儀可申聞候条致出情 速ニ出銀相救候之心得可有之候
候 条 其心得ヲ以請取可申候事

彼是右之趣委細申聞候様數馬駿被仰聞候ニ付 書付ヲ以申度候

卯十一月 浦奉行

申 度
去々丑年 為寸志銀貳拾五貫目指上度相願御許容被下 為御稱美
當夏御書付ヲ以結構被仰付 尚又指出候寸志銀浦瀬ノ不残指付候
旨申聞候處 重々難有奉存 右銀子之内半分は当冬受取 相残
ル半分ハ追々受取候様仕度旨相願 奇特之至リニ候 近來ハ浦瀬
銀も払底之儀能勤并致申出候儀ニ付 数馬駿江相伺候處 尚又存
念之趣奇特ニ被思召 願之通申付候様被仰付候 依之寸志銀半分
ハ当十一月相渡シ 相残ル半分ハ來辰冬ニ申冬迄五ヶ年制當相渡

寛政九年巳十月

宮浦 次 吉

去ル子秋 御國中田方一統虫付 其上兩度之大風ニ而非常損毛之年柄ニ付 浦々貧窮之者及難儀候處 他浦江小麦救切ニ相渡 其上自分共二三人備合ニ而穀物買入代鳥目無利ニ而借渡 猶又小田^日村江小麦拾俵 今津村江小麦武石大麦五俵救切ニ相渡し 彼是別而志ヲ相立 平日ニも浦方用達之ものニ有之候段相達 奇特之至及御沙汰ニ 依之格別以其方一生脇指帝候御免被成候事

巳十月

(19)
享和二年戊八月

宮浦 定右衛門

近年浦々不漁ニ有之 一統及困難 網其外船等之修繕も一向難及自力 職業第一之品不任心候而ハ飢渴之難必定ニ付 右之漁具為仕調 其方貯置候内銀子式拾貢目 年賦ニ而指出候段達候 浦ためを存 奇特之存念ニ有之 其上平日浦方用達候段も相達及御沙汰候 依之以格別其方一生名字名乗候様申付候 并其方一生江戸御參勤御上下之節上下着用箱崎松原江罷出候儀御免被成候事 戊八月

(20)

宮浦 定右衛門

寛政十一年未六月

弟 德之助

午三月

次吉儀身代宣教有之 去ル子年余分之銀子差出 浦々致助合候

尚又其御浦方江重き御用筋被仰付候事 御出財多 御時節拝借も難被仰付有之候處 多分之銀子為寸志差出候ニ付 浦方御手當丈

夫ニ相納候 依之御聞通之上浦澤ノ致扶助置候處 曜日病氣ニ致死去候 在世中質素艱難を致し 家事を相勤候義殊勝之事ニ候条 治古代之通家格ヲ請次 遺詔ヲ相守可申候 次吉寅子も多有之段も相達 追々丈夫ニ盛長致候様兄弟申合 老母とも江孝養を尽し 弥蒙内睦敷可仕候 此節相何貞右衛門江武人扶持相続申付候 不相替致繁榮候様我等共々宰判も致可遣候条 此已後も浦方非常之御用有之節ハ速ニ致御用達之心得ニ可罷在候事

未六月

(21)

文化三年寅五月

宮浦 津上定右衛門

秋月表御勝手向御差支ニ付 此方様御領内之者共々御借財被成度候間 出財之儀申付遣候様御願被仰付候事 通錢行合出財之儀申付候處 格別致出精 通錢拾五貫目指出速ニ致 御用達候段相達及御沙汰候事

(22)

文化七年午三月

福岡唐人町 萬屋助

去寅年銀子御入用有之出銀之儀申付候處 通錢三拾貢目指出候段相達 志宣奇特之至及御沙汰候 依之格別ヲ以御料理頂戴申付候事

申 渡

(23)

同 年

宮浦 津上定右衛門

事 西十一月

去貢年鏡子御入用有之出銀之儀申付候事 則致出銀候段相達 志宣奇特之至及御沙汰候 依之以格別御吸物御酒頂戴申付候事

午三月

(24)

文化九年申六月

宮浦 定右衛門

一 米七儀

宮浦

定右衛門

沖船頭 福藏

一 鐵百廿目

宮浦

定右衛門

去年 日田表々對州江御米積廻二相成候付 其方船手番二相成居候處 其後御米積廻二不相成 數日之間乘組之者共相摘日之御

用相待罷在 志宣候段相達及御沙汰候 依之為御裏羨米五拾俵頂戴申付候事

申六月

(25)

宮浦 貞右衛門

一 米拾儀

宮浦 定右衛門

一 米三俵

當夏志賀鳴火災之節 為寸志右之通相贈候段相達各聞届 奇特之至候事

西十二月

(26)

宮浦 貞右衛門

一 米二俵

先月六日夜 西浦火災之節 火事達之者共江為寸志右之通相贈候段相達 奇特之至各承屆候事

八月

一 米式儀

當夏志賀鳴火災二付 開分二茂右之通心ヲ通候段相達 奇特之儀

(27)

浦奉行

當三月 宮浦^村火災之節 燒失之者十二人江左之通相送候段相達 奇特之至候 右之通達御聽二茂候事

米四俵

去年十一月廿四日 野北浦火災之際 火事達之もの江為寸志右之
通相送り候段相達 奇特之儀各聞届候事

閏 正月

(31)

宮浦 定右衛門

銀六百目

去ル戊年 銀子御入用有之出銀申付候處 右之通差出候段相達

志宜奇特之至及御沙汰候事

辰九月

(32) 文政五年午四月

宮浦 定右衛門

今般御家中切手押借押米御用捨被仰付候趣承知仕 是迄御家中之

翌江出財致置候分餘分之高置居江取計 世帯向甘きニ相成候様熟

談可仕存念之趣申出 且又郡町浦之者共江貸渡候分 是亦餘分

之高差捨遣候段相達 御恩難有奉存 別而志を相立 奇特之至

及御沙汰候 依之以格別其方々三代迄三人扶持被下 且其方一生

苗字名乗候様申付候事

午四月

(33) 文政五年四月

志摩郡宮浦 定右衛門

申 渡

先般都々一統諸拝借年賦類外結構被仰付候儀を感服仕 郡町浦江

貸渡置候借財分捨切之儀申出 別而志宜鋪奇特之至二候 依之是
迄致押借居候浦濱錢 左之通為称督上納用捨申付候事

一 銀三貫三百目

一 六錢式貢六百八拾枚又式分五厘

右二口 年賦上納残り分

午四月

藏 弥三郎
三木惣兵衛

(34)

文政十年亥四月

宮浦庄屋 津上定右衛門

今般 若殿様御初入奉祝 銀壹貫目寸志差上候段相達 御恩難

有奉存 志を相立奇特之至及御沙汰 依之以格別御料理頂戴申付

且相続之伴代迄 御參勤御往来之節箱崎松原出被仰付候事

亥四月

万延元年申五月日

拾五歲

津上吉郎等

文政十二丑ヨリ

資料6

【御詔書付写】

津上定右衛門絆清

(1)

文政十二丑七月十六日御達

二十二歳 宮浦 弥市

父定右衛門儀致病死候二付 家石相続申付候 依之定右衛門江被下置候三人扶持 其方江被下 御參勤御往来 糟崎松原出御免被成候条 可得其意候事

丑七月

川越又右衛門

(2) 天保二卯七月十七日御達

二十四歳 宮浦 弥市

米半俵 救切

其方遣船頭取助役申付候 頭取之者無復職申合 職重可相勤候

右受持中臨差帝候兼免候 且試中之儀二八候得共 為苦勞二厘

除之内ヲ米三俵相渡候 相折合候上 追而及沙汰儀も可有之候事

七月

梶原源十郎

久間八郎大夫

(3)

志摩郡宮浦浦 弥市

天保十三寅八月廿七日

小池忠太殿 上田錦藏殿

申渡

宮浦庄屋 定右衛門

去秋都々一統作並不宜二付 右之通寸志米差出候段相達

志宜奇

四月

特之至及御沙汰候事

十二月

(4) 天保五年六月朔日御達

二十七歳 宮浦 弥市

其方儀居浦庄屋役申付候 尚是迄之通遣船頭取兼二而入念可相勤候事

勤候事

午六月

梶原源十郎 久間八郎大夫

(5) 天保十亥八月十八日御達

宮浦庄屋 定右衛門

去ル申年 非常之損毛二付 貧窮之者共糧物差闊及難済候付 右之通教遺志を相立候段相達 奇特之至及御沙汰候 依之格別以御吸物御酒頂戴申付候事

米半俵 救切

大麦半俵

申渡

天保十三寅八月廿七日

(6)

大坂御登米積船御船手頭受持二被仰付置候得共 依御改正二被復

已前 浦方受持二被仰付 御米積登せ方御不都合無之様重疊可申付旨被仰付候 其方共最前浦方受持中出精相勤 御聞欠無之様執

計御用達いたし候ニ付 遣船頭取再勤申付候 此節ハ御改正二

依而浦方受持二被仰付候儀ニ付 御時節柄之御趣意重疊致勤并

御為宜出精可相勤候事

(7) 寅八月

桐山九郎次

申 渡

宮浦庄屋 定右衛門

天保十四卯九月御達 寅冬御米也

通船頭取 宮浦庄屋 定右衛門

大坂御登せ米積船 防州矢崎沖二おいて難船の筋出方申付候処

依詮讓大庄屋役申付 是迄岐志触拾七ヶ浦触下ニ申付 以来宮浦
触と可相唱 且加役ニ通船頭取相談役をも申付 入念可相動候事

子八月

太左衛門

猪三郎

致出精候段相達候ニ付為褒美島目五百文相与候事

卯九月

浅香 登

嘉永六丑十一月廿二日 御本ノ小河專大夫様より御渡
去冬 御救用二付 浦々江出銀申付候処 当時困窮之折柄ニ候得
共 其方共宜速勘弁 論方行届 銀高相整立入出精相動候段相達

奇特之至及御沙汰候 依之御吸物御酒頂戴申付候事

十二月

宮浦大庄屋 定右衛門

嘉永七年寅七月六日 数馬様より御渡

猪三郎

(8) 嘉永元申十二月九日

宮浦庄屋 定右衛門
岐志浦大庄屋岡崎博四郎義調子筋有之禁足申付候条
當時其方江
同触諸御用聞次申付候 志賀島浦大庄屋安十郎并岐志触庄屋中申
合 諸御用無差支様入念可相動候事

(9) 嘉永三年四月十日

細江猪三郎

申 渡

宮浦庄屋 定右衛門

御熨斗鉢代金子百疋

侍從様御初入為御祝儀 右之通差上之 奇特之至及御沙汰候事

七月

年來功者ニ有之 専致用進候ニ付 大庄屋助役ニ申付候 为苦勞
年々米拾俵宛相渡候 尤浦庄屋通船頭取も是迄之通相心得相勵
出精可相動候事

(10) 嘉永七年九月

宮浦大庄屋 定右衛門

申 渡

細江猪三郎

戌四月

嘉永五年子八月 御達

申 渡

宮浦大庄屋 定右衛門

米毫俵

玄界島一両年疫病一統ニ致流行 殊外及難済居候段承知いたし

右之通教米差出候段相達 他浦之義ニ茂有之候處 格別志を相立

奇特之至承届候事

寅九月

猪三郎
市大夫

宮浦八人二而米拾候付

(14)

安政三辰十月

宮浦大庄屋 定右衛門

米苞儀

当正月 西浦火災之節 難済之者共江右之通教遣 志を相立候段

奇特之至及御沙汰候事

辰十月

(15)

宮浦大庄屋 定右衛門

姪浜西浦両浦火災之節共數日入込

奇特之至承届候事

辰四月

市大夫
善大夫

安政四巳十月廿四日

宮浦大庄屋 定右衛門

元利錢式貰百四拾目

去ル廿十一月 長崎表異船淡來非常立

西浦水夫仕出及差支候ニ

付 其方借入を以貸渡置候分 此節右之通致捨切 志ヲ相立候段

相達 奇特之至及御沙汰候 依之以格別一代苗字名乗候儀差候

事

巳十月

(17)

安政五年八月十一日

浦々大庄屋中

今度浦方改正ニ付 依御詮儀以後役中以別儀 左之廉々差免候事

苗字

松原出

廉目之節

上下着用

午八月

神湊浦大庄屋 大鷦跡三

宮浦大庄屋 津上定右衛門

今度 浦方改正ニ付依御詮儀以後役中苗字ヲ初御免之儀は 先日

來御書附ヲ以相達通候 然ルニ上下着用等之儀は左之通相心得可

申候事

上下着用廉々

但 真麻木綿芭蕉之外絹横麻無用

年始役所被

一 御參勸御往來并居都出

一 御慶事二付頂戴

右之外自己格別廢立候吉凶之節等以遂勘并 応時宜着用
袴着用腰々

但 木綿麻原葛布之外納入并裏付無用
御用御呼出并右御用筋二付礼通

宗旨判形御改

旅人出会

右之外自己之儀ハ前二準可遂勘并候事

午十二月

安永延左衛門

高麗善太夫

(19)

安政五年十二月廿日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

年來志宜出精相勤 諸事才判筋行届 專致用速候段相達 奇特之至及御沙汰候 依之以格別其方体代迄苗字名乘候儀差免候 且又此節浦方仕方替ニ付而ハ 此先亦立入遂才判浦柄速ニ建直し候様出精可致候事

午十二月

(20)

宮浦大庄屋 津上定右衛門

選船頭取示該役兼請持申付置候处 今般惣浦中御仕法替被仰付 浦々切立等嚴法相立 且數年來相疊居候借財遣付彼是本役打混

青銅五百文

別而御多用二付 右兼請持退役之儀相願候 然ルニ去ル辰年以來御術改正二付而是御趣意能致勘并 選船取締向之儀 是迄之仕来ニ不拘 委細存念等申出 追々風俗相改り 御趣意行屆 出精用達いたし候段及御沙汰候 依之右之通頂戴申付候 以後尚追々出精いたし候段及御沙汰候 依之右之通頂戴申付候 以後尚又立入取締向無緩様出精可致候事

正月

右安政六年正月十二日 於御勘定所 御奉行山田藤作様より御達

須森平六様

(21)

安政六年十一月十三日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

今程別而御事多之處 御趣意を請出精相勤 且大庄屋役之儀は重キ請持筋二付 勞別段之以御詮議以後役中年始御札被仰付候 弥心力を尽可相勤候事

未十一月

(22)

安政七年正月十三日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

浦々借財遣付之儀ニ付致出精骨折候段相達 奇特之至及御沙汰候是迄苗字名乘候儀差代迄差免置候处 此節格別ヲ以て孫代迄差免候事

申正月

- 27 -

(23)

万延元年申七月廿八日御達

姪浜岐志船越三ヶ浦江取替置候銀武貢三百九拾五匁四分老屋此
節捨切之儀申出志ヲ相立候段相達 奇特之至及御沙汰 依之其方
体代迄御參勤御往来之節箱崎松原出被仰付候事

申七月

(24)

万延元年申十二月御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

今度落^ヲ在旅人ヲ初判外者取調子一件二付而ハ 請持筋事多之処

御趣意厚相心得 何廉致心配 旅人方を初浦役人共江之申談方宣

敷候付 銀壹枚頂戴申付候 尚此先御趣意行届様立入出精可申

合候事

申十一月

安永延左衛門
高屋善大夫

(25)

文久元年西十二月

宮浦大庄屋 津上定右衛門

測量之英船御用二付 火急出役申付致太儀候來 金子二百疋達之

候事

西十二月

安永延左衛門
高屋善大夫

(26)

文久二年戊十一月朔日御達

宮浦大庄屋 津上定右衛門

平日志宜敷出精相勤 御趣意深遠勤升 常々浦役ともを初一統江
之申論行届 夫銀上納并諸上納銀當年ハ別而相勤速ニ相納 且去
酉ノ非常備米も致出来 当戌年ノ漁除ヶ之仕方相立除ヶ金追々相
納 彼是格別致出精候付 為褒美八木五俵頂戴申付候 弥出精相

勤可申候事

戌十二月

安永延左衛門
高屋善大夫

(27)

文久二年壬子六月十六日

宮浦大庄屋 津上定右衛門

御台場御營築二就而^ハは右之通寸志指上 且触中寸志二付而も骨折
御時勢厚ク致勤并別而志を相立候段相達 奇特之至及御沙汰 依
之以格別体代迄大庄屋格申付候事

子六月

御台場御營築二就而^ハは右之通寸志指上 且触中寸志二付而も骨折
御時勢厚ク致勤并別而志を相立候段相達 奇特之至及御沙汰 依
之以格別体代迄大庄屋格申付候事

大砲御鑄立二付 右之通寸志差上候段相達 奇特之至二候 依之

一代居都御通駕之節御目通出方被仰付 五代迄苗字名乘候候をも

差免候之事

数年来致出精候二付 為心付役中年々米五俵宛相与候条 弥出精
可相勸候事

掛り 郡舉行

卯十二月

大森浅右衛門様 森惣右衛門様 附衆

山内彦平殿 山田卯兵衛殿

(29) 宮浦大庄屋 津上定右衛門

慶応三年卯十二月

去ル子年々追々長門御出勢立御船乗水夫火急之呼出候处 触付宰

判方行届候二付 水夫共速ニ致出方候段相達及御沙汰候 依之為

裏美青銅三貫文被下候事

卯十一月

(32) 明治三年七月五日

志摩郡宮浦触口 津上定六

平日心得方直 年来出精相勸 触内世話筋深切ニ有之 能相懐候

段相達 奇特之至二候 依之以格別一代老人扶持下賜候旨御沙汰

候事

七月

岡部少參事様 松尾桂七様

小田郡大属様 友池曾平様

(33) 明治四未四月九日

宮浦大庄屋 津上定六

近年弥増米価高料二付 触下浦々備米相立度浦役共江申談 仕法

立等立入相論候二付 何速茂能致勘弁 追々備方ヲも執計候段相

達 志宜奇特之至二候 依之吸御酒頂申付候 尚此先備増之

儀弥無懈怠申聞一應致全備候様 精々可速宰判候事

辰四月

未四月

大属 吉田清作殿

松尾桂七殿

(31)

宮浦大庄屋 津上定右衛門

- (1) 筑前国の地誌。加藤一純を中心に鷹取周成や青柳種信の助勢を受けて成立。一九七七年、文献出版が上下2巻として出版。
- (2) 「註1」の修補編。青柳種信が編集責任者。一九七三年に九州公論社から影印本を出版。
- (3) 大正六年に筑豊水産組合が発行した地誌。玄界灘・都運に面した五ヶ浦の記述がある。
- (4) 大正八年に編さんされた地誌。現在の福岡市西区の旧糸島郡部を含む。
- (5) 昭和三六年、北崎村の福岡市合併に際し発行。
- (6) 昭和十六年、伊東尾四郎氏によって福岡市立図書館蔵。福岡藩の郷・町・浦に関する覚書
- (7) 福岡県立図書館蔵。福岡藩の郷・町・浦に関する覚書
- (8) 福岡藩の浦役所の記録。慶安二年以降の記述がある。
- (9) 五ヶ浦廻船を紹介した本。高田茂廣著。昭和五一年、西日本新聞社版。
- (10) 福岡市西浦に在る。真宗本願寺派。
- (11) 福岡県部署史研究所の創立者のひとり。福岡市に関する多数の資料を収集した。一九七九年没。
- (12) 福岡市東区猪崎の浦大庄屋であった明石家の資料。海事に関するものが多い。福岡県立図書館蔵。
- (13) 福岡市東区猪崎の浦庄屋であった山崎家の資料。当館蔵。
- (14) 福岡市東区志賀島弘浦の庄屋文書。
- (15) 福岡市西区西浦の庄屋文書。
- (16) 横田佐市。五ヶ浦の廻船頭取のひとりであった。
- (17) 福岡藩の浦奉行。浦関係文書に最も多く登場する人物である。
- (18) 船主のこと。船主であり船頭でもある場合は直乗船頭、雇われた船頭の場合は沖船頭という。
- (19) 福岡藩の江戸屋敷。
- (20) 福岡市中央区。近世初頭に下関伊崎から移住したといわれてい
- (21) 福岡藩二代藩主黒田忠之当時の家老。有名な黒田驥動により失脚。
- (22) 宮浦出身の江戸における廻船問屋。代々作右衛門を名乗り幕末まで続く。享保の頃、幕府の廻船差配となる。
- (23) 一般には東廻り廻船をいう。
- (24) 若松の船宿。五ヶ浦廻船の定宿であったと思われる。
- (25) 宮浦方に掛けられた税。船百石に付銀二匁であった。
- (26) 大阪船場の廻船問屋。残島出身。五ヶ浦廻船の大坂における代弁者でもあった。
- (27) 渡海船及び客船のこと。
- (28) 北九州市門司区。
- (29) 下浦とは伊崎から辺田（糸島郡志摩町）までの浦をいう。五ヶ浦はその一部。
- (30) 通船が抱添の米を積んだ場合など積荷の責任者として同乗する者のこと。
- (31) 米の別称。
- (32) 福岡市西区小田。宮浦の隣村。
- (33) 秋月春を指す。
- (34) 浦に對して村を云う場合、岡、あるいは岡分と云つた。
- (35) 宮浦の本村。宮浦が浦奉行・浦大庄屋の支配下であったのに對し、宮浦村は郡奉行・村大庄屋の支配下であった。
- (36) 下浦の別称。触とは浦大庄屋の支配範囲を示す。浦大庄屋の居住した浦の名をとつて岐触・今津触・宮浦触などと云つた。
- (37) 幕末期に異國船の渡来に備えて博多湾を中心に志賀島・残島・姪浜・洲崎などに台場が造てられた。
- (38) 早良・怡土・志摩三郡役所が置かれていた。郡奉行が常駐していた訳ではないが半屋敷等はあった。

中国出土王莽錢に関する覚書

塩屋勝利

はじめに

一九八七年末から一九八八年一月にかけて、福岡市平和台野球場外野席改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査が行われ、古代の客館である鴻臚館の存在を示唆する遺構と遺物が発見され、各方面に大きな反響を呼び起した。調査終了後、一九八八年二月二三日から三月一三日迄の三週間、当館に於て「鴻臚館跡出土品速報展」を開催し、一八日間の会期で入館者数は二〇、九五二人（一日平均一六四人）であった。この数字は年間入館者数に匹敵するものであり、鴻臚館に対する市民の関心の高さを示したものである。

速報展で展示した資料は、鴻臚館式瓦、須恵器、黒色土器、硯など国内産の出土品のほか、王莽錢（大泉五十）、新羅焼、ガラス製瓶・

杯、イスラム陶器、中國越州窯青磁・長沙窯青磁、白磁などの舶載品合わせて三四点である。^{〔一〕}これらの中で大泉五十は、鴻臚館の時代（九世紀初頭—一世纪末）、あるいは鴻臚館の前身とされる建築館

の時代（七世紀後半—八世紀）をはるかに遡る王莽錢（一世纪初頭）であり、これが日本最初の発見ということも相俟つて、発見直後からその移入時期についての議論が展開された。^{〔二〕}このような大泉五十をめぐる議論の高まりの中で、会期中に何人かの古錢収集家の来訪を受けたほか、九州貨幣史学会会長橋詰武彦氏からは、王莽錢を含む中國古代・歴代貨幣計四五点（日本製永樂通宝二点を含む）を「寄贈いたいた。ここでは、橋詰氏から寄贈いただいた中國貨幣を紹介すると共に、とくに王莽錢とその中國における出土例をとりあげ、鴻臚館跡出土大泉五十を含む日本の遺跡出土王莽錢の年代観、

あるいはその移入時期を再検討するための覚書とするものである。

一、寄贈された中国古代・歴代貨幣

一九八八年三月と一九八八年四月の二度にわたって橋詰氏から寄贈していただいた中国古代・歴代貨幣四五点の内訳は次のとおりである（表一参照）。

殷・周・春秋・戰國の貨幣

殷・周時代のものと考えられるものに貝貨一点（II-1）、磬幣一点（II-2）がある。1はタカラ貝科の貝、2は青銅製である。これらを流通貨幣と考えることは疑問であるが、ここで貨幣の原初的形態を示すものとして紹介しておきたい。

春秋・戰国時代のものとして、蟠鼻錢（II-3）、尖足布（II-4）、方足布（II-5）、刀幣（明刀錢）（II-6）の計四点があり、いずれも青銅製である。蟠鼻錢は楚国を中心に行われたと考えられ、尖足布・方足布は紀元前八世紀頃に起つた貨幣で、そのデザインは「鶴」（鶴の一種）を写したと考えられるものである。明刀錢は中國東北の燕地方を中心に行われた貨幣である。

前漢の貨幣

前漢高后六（前一八二）年鋳造の六銖半兩一点（II-7）、前漢文帝五（前一七五）年鋳造の四銖半兩一点（II-8）、五銖二点（II-9・10）の計四点で、いずれも青銅製の円形方孔錢である。紀元前二二一年、秦の始皇帝は中国を統一して強力な中央集権国家を成立させ、混乱していた度量衡および貨幣制度を統一し、それまで

の戰国時代各種貨幣を廃止した。この時初めて鋳造された圓形方孔銅錢が半兩で、前漢成立以後も高后二（前一八六）年の八銖半兩、高后六（前一八二）年の六銖半兩、文帝五（前一七五）年の四銖半兩がひき続き鋳造された。五銖は前漢武帝の元狩五（前一一八）年に初めて鋳造された銅錢で、王莽が権力を掌握した一時期を除き、後漢・隋までのおよそ七〇〇年間にわたって鋳造、流通した貨幣である。

王莽錢

大泉五十が五点（II-11・15）、小泉直一が二点（II-16・17）、大布黄千が一点（III-18）、貨泉二点（III-19・20）、貨布一点（III-21）および布泉一点（III-22）と小五銖一点（III-23）を含む計一三点がある。前漢王莽の劉氏を滅ぼさせて新を建国した王莽は、前漢の貨幣制度を変革して頻繁に貨幣の発行・改廃を行った。大泉五十は、王莽が実質的に権力を掌握した二年後の居摄二（七〇）年に初めて鋳造した銅錢である。小泉直一は、始建國元（九）年の初鋸、大布黄千も同じく始建國元（九）年に初鋸されたものである。貨泉と貨布は天鳳元（一四）年に初鋸された。布泉と小五銖については記録はないものの、後述するように錢范の出土例や出土状況から王莽錢と考えられるものである。なお、これらの王莽錢については本稿の主題であるので、後で詳しく検討したい。

後漢の貨幣

五銖二点（II-24・25）で、後漢光武帝建武元（四〇）年鋳造の銅錢とされるものである。

表1. 受贈中国古代・歴代貨幣一覧表

No.	名 称	時 代	種 別	材 質	寸 法 (単位:mm)	重 量
					外径 孔径 厚さ 長さ 幅	(g)
1	貝貨	殷	貝貨	貝	7.2 17.9 11.7	1.4
2	鎔幣	周	鎔幣	銅	1.0	102.0 7.9
3	蠻鼻錢	戰國	銅貝貨	タ	4.8 17.5 12.3	2.6
4	尖足布	タ	布幣	タ	1.1 54.0 28.0	4.7
5	方足布	タ	タ	タ	1.1 46.9 30.5	4.6
6	明刀錢	タ	刀幣	タ	1.7 138.0 17.5	14.7
7	六銖半兩	前漢	円形方孔	タ	27.1 8.0 1.4	3.8
8	四銖半兩	タ	タ	タ	24.3 8.0 1.3	2.4
9	五銖	タ	タ	タ	25.8 9.0 1.6	3.1
10	タ	タ	タ	タ	25.5 9.0 1.9	4.2
11	大泉五十	王莽新	タ	タ	28.1 7.0 3.0	8.9
12	タ	タ	タ	タ	28.9 7.0 2.5	7.3
13	タ	タ	タ	タ	29.4 8.0 3.3	9.3
14	タ	タ	タ	タ	27.1 7.1 2.2	4.3
15	タ	タ	タ	タ	26.2 7.1 2.1	2.8
16	小泉直一	タ	タ	タ	14.1 3.4 1.3	0.5
17	タ	タ	タ	タ	14.5 3.0 1.3	0.6
18	大布黃千	タ	布貨	タ	タ	2.8 52.8 24.3 14.0
19	貨泉	タ	円形方孔	タ	27.2 6.0 3.1	10.3
20	タ	タ	タ	タ	23.4 5.6 1.5	2.7
21	貨布	タ	布貨	タ	5.3 2.7 57.5 22.1	17.2
22	布泉	タ	円形方孔	タ	26.4 8.8 1.7	3.5
23	小五銖	タ	タ	タ	12.5 4.0 1.5	0.7
24	五銖	後漢	タ	タ	25.9 8.2 1.7	3.1
25	タ	タ	タ	タ	24.8 8.3 1.2	1.8
26	タ	南北朝	タ	タ	23.2 7.7 0.8	1.5
27	五銖(剪輪)	タ	タ	タ	17.8 7.8 1.0	0.9
28	五銖(延環)	タ	タ	タ	26.0 ? 1.8	1.9
29	常平五銖	タ	タ	タ	24.9 7.5 1.6	4.0
30	五銖	隋	タ	タ	22.9 6.2 1.3	2.1
31	開元通宝	唐	タ	タ	25.1 5.2 1.5	3.7
32	タ	タ	タ	タ	24.4 5.0 1.4	3.5
33	乾亨重宝	五代十國	タ	タ	26.1 5.7 1.1	4.4
34	周元通宝	タ	タ	タ	24.5 5.5 1.6	3.5
35	唐國通宝	タ	タ	タ	24.5 4.7 1.2	2.8
36	崇寧通宝	北宋	タ	タ	34.9 6.2 2.9	11.1
37	崇寧重寶	タ	タ	タ	34.3 6.3 2.2	9.7
38	永樂通宝	明	タ	タ	25.2 4.6 1.6	4.7
39	タ	タ	タ	タ	25.2 4.6 1.4	3.7
40	永樂通宝(日本鑄)	室町	タ	タ	22.6 4.6 1.2	2.3
41	タ	天正	タ	銀	24.8 4.8 1.5	3.9
42	興朝通宝	清	タ	銅	49.2 9.1 1.9	19.2
43	乾隆通宝	タ	タ	タ	25.6 5.8 1.1	3.2
44	タ	タ	タ	タ	25.0 4.3 1.4	2.1
45	光緒通宝	タ	タ	タ	26.2 4.0 1.1	3.6

南北朝・隋・唐の貨幣
北魏(三八六—五三三年)の五銖一点(江四—26)、梁(五〇一—五

五六年)の剪輪五銖一点(江三—27)、極環五銖一点(江三—28)、北齊文宣帝の天保四(五五三)年铸造の常平五銖一点(江四—29)、隋の文帝開皇元(五八二)年铸造の五銖一点(江四—30)、唐の高祖

武德四(六二二)年铸造の開元通宝一点(江四—31)、武宗会昌五年(八三三)、後周の世宗顯德一(九五五)年铸造の周元通宝一点(江四

南漢の高祖乳享元(九一七)年铸造の乳享重宝(鉛錢)一点(江四—33)、

四五)年铸造の開元通宝一点(江四—32)の計七点である。

—34— 南唐の元宗中興一（九五九）年铸造の唐国通宝一点（II-N-35）、北宋徽宗崇寧元（一一〇一）年铸造の崇寧通宝一点（II-N-36）、崇寧重宝一点（II-N-37）の計五点である。

明以降の貿易

明の成祖永樂六（一四〇八）年铸造の永樂通宝二点（II-N-38-39）、日本製の永樂通宝（ピタ錢）一点（II-N-40）、同じく永樂通宝（銀錢）一点（II-N-41）、明末の永明王興朝元（一六五七）年铸造の興朝通宝一点（II-N-42）、清の乾隆通宝・光緒通宝など新疆紅錢と称される銅錢三点（II-N-43-45）がある。

小結

橋詰氏から寄贈いただいた四五点の中国古代・歴代貨幣について紹介したが、これらの貨幣の中で日本の遺跡から出土するものが少なからず含まれている。遺跡から出土した最も古い貨幣は明刀錢で、一九二三年に沖縄県那覇市城壁貝塚から出土した一例が知られている。¹³半両錢は福岡県糸島郡志摩町御床松原遺跡と隣接の新町遺跡から各々一点が出土しているほか、現在の山口県宇部市沖ノ山松浜から江戸時代に発見された二〇点がある。¹⁴五銭錢は同じく宇部市沖ノ山松浜から九六点以上、北九州市小倉南区守恒遺跡から一点、福岡市博多区呉服町から一点¹⁵、大分市坂ノ市町久原から一点、熊本県玉名市保多地2号墳から二点¹⁶、大阪府和泉市黃金塚古墳から一点の出土例がある。さらに最近、福岡市博多区の築港橋第3次調査で一点が出土している。¹⁷半両錢は弥生時代後期を中心とする遺跡から出土し、五銭錢は弥生時代・古墳時代、さらに中世の遺跡にまで認めら

れる。王莽錢は大泉五十、貨布、貨泉の三種が遺跡から出土している。大泉五十は福岡市中央区城内の鴻臚館跡の廃棄物処理遺構最下層（一〇世紀後半）から一点、貨布は福岡県大野城市仲島遺跡の古墳時代後期の土器を含む溝状遺構から一点出土している。¹⁸貨泉は王莽錢の中で最も数多く出土する貨幣であるが、西日本の弥生時代後期の遺跡のみならず、長崎県対馬から北海道までの広域的な範囲で、古墳時代・中世（五世紀まで）の各年代の遺跡から出土している。唐の開元通宝・南唐の唐國通宝などのほか、北宋錢・南宋錢は古代の遺跡から數多く出土する貨幣である。

これら中国古代・歴代貨幣のうち、漢代の貨幣とくに王莽錢は、その鋳造時期が短期間に限定されることから、共伴出土する弥生土器の編年や、遺跡の実年代を探る上で重要な資料とされてきた。けれども前述したように、王莽錢は弥生・古墳・古代・中世の各時代遺跡から出土しているのであり、その移入時期について再検討を行いう必要があると考えられるのである。こうした視点から、以下、王莽錢の史料上の規定、中国における実際の出土例をとりあげ、若干の考察を加えたい。

一、王莽錢について

ここで使用する王莽錢という用語の意味は、前漢王朝を倒して新を建国した王莽（前四五—二三年）が、新建國以前にすでに権力を掌握した段階から発行させた貨幣を含むもので、「漢書」王莽伝・食貨志に記載されている貨幣である。

「漢書」記載の王莽錢

「漢書」に記されている王莽錢の種類と発行（鑄造）の過程は次のとおりである。

居摺二(七)年 漢制を更改し、大錢、契刀、錯刀を铸造し、五铢と共に四品を並び行う。大錢は徑一寸一分、重さ十一銖、錢文は「大泉五十」である。契刀は身が刀の形、環が大錢と同じ形をなし、長さは二寸、錢文は「契刀五百」である。錯刀は金メフキを施したもので、錢文は「一刀直五千」である。

始建国元(九年) 漢室の劉氏を廢して新を建国したことから、「劉」の字にある「刀」・「金」を付す錯刀、契刀、五铢を廢止し、更に改めて金・銀・龜・貝・錢・布の六物を発行した。これを賣貨という。

錢貨は、小錢が徑六分、重さ一銖で錢文は「小泉直一」のもの、幺錢が徑七分、重さ三銖、錢文は「幺泉一十」のもの、幼錢が徑八分、重さ五銖、錢文は「幼泉二十」のもの、中錢が徑九分、重さ七銖、錢文は「中泉三十」のもの、壯錢が徑一寸、重さ九銖、錢文は「壯泉四十」のものであり、これらを錢貨六品といい、その交換価値は錢文に示す値である。

黄金は重さ一斤で錢一万の値とした。銀貨は朱提銀が重さ八兩で一流となし、その値を千五百八十とし、它銀一流の値を千とした。これらを銀貨二品という。

龜貨は、元龜が甲羅の長さ一尺二寸の重さ二千百六十で、大貝十朋と同値、公龜が長さ九寸の値五百で壮貝十朋と同値、侯龜が長さ七

寸以上の直三百で幺貝十朋と同値、子龜が長さ五寸以上の直百で小貝十朋と同値である。これらを龜寶四品という。

貝貨は、大貝の四寸八分以上のものの一枚を一朋とし、その値が二百十六、壯貝三寸六分以上のものの「朋」の値が五十、幺貝一寸四分以上とのもの「朋」の値が三十、小貝一寸二分以上のもの「朋」の値が十、長さ一寸二分に満たないもの約一枚の値が三とした。これらを貝貨五品という。

布貨は、大布、次布、弟布、社布、中布、蒸布、厚布、幼布、幺布、小布の十品である。小布は長さ一寸二分、重さ十五銖で、錢文は「小布一百」である。小布以上の布貨は、各々長さ一分、重さ一銖を増し、錢文は各々の布名と値百を加えたものである。すなわち、大布は長さ二寸四分、重さ一両で、その値は千錢である。

これら二十八品の發行貨幣のうち、錢貨と布貨の十六品が銅貨である。

始建国二(一〇)年 復古的なこれらの貨幣發行は、前漢以来の貨幣經濟を混乱させるものであり、一般にはあまり流通せず、民衆はそれまでの五銖錢を使用したので、龜・貝・布貨の發行を断念し、

小泉直一と大泉五十の一品のみを行うことになった。

天鳳元(一四)年 大錢、小錢を廢止し、新たに貨布と貨泉を發行した。貨布は長さ二寸五分、巾一寸、首の長さ八分余り、首の巾八分、円孔の径一分半、足枝の長さ八分、その間の中二分で、重さが二十五銖、錢文は右側が「貨」、左側が「布」とし、その値は貨泉二十五枚に當る。貨泉は徑一寸、重さ五銖、錢文が右側に「貨」、

左側に「泉」を配し、一枚が値一である。なお、大錢については居
攝二年以来流通していたため、貨泉一枚の値を一とする交換価値と
して、そのまま六年間の流通を認めている。^{〔1〕}

以上みてきたように、「漢書」・食貨志によれば王莽銭は居攝二年、
始建國元年、始建國二年、天鳳元年の四次にわたりて発行・改鑄が
行われているのであるが、貨幣を考察するに当つては、その品位・
寸法・重量が大きな要素となるので、次にこれらの尺度と重量につ
いて検討してみよう。

三、王莽銭の尺度と重量

前漢の度量衡の規定については「漢書」律曆志にあり、王莽もこ
れを踏襲している。尺度を示す度は、分・寸・尺・丈・引の各五單
位がある。十分を一寸、十寸を一尺、十尺を一丈、十丈を一引とす
る十進法の比率である。尺度を測定する物差の標準器は、分・寸・
尺・丈が銅を用い、高さ一寸、広さ一寸、長さ一丈と定められ、引
は竹を用い、高さ一寸、広さ六分、長さ十丈と定められている。重
量を示す權は、銖・兩・斤・鈞・石の五単位で、十二銖が半兩、二
十四銖が一兩、十六兩が一斤、三十斤が一鈞、四鈞が一石と定めら
れている。重量を測定する權（分銅）の標準器は、円環形を呈した
外径が内径の三倍となるものである。

それでは、王莽の時代における尺度と重量の実際はどのようなもの
であろうか。まず尺度であるが、王莽尺の実例として「始建國元
年正月癸酉朔日制」の銘を刻したキャリバー形の銅尺、「始建國元

年造廿枚第六」の銘を有する銅尺が知られており、岡野雄博士の算
定では、前者の一尺 \equiv 二五〇mm、後者の一尺 \equiv 二三五mmである。^{〔2〕}ま
た、一九七七年に甘肅省定西県の称鉢駅から出土した「始建國元年
正月朔日制」銘の一丈銅尺は、長さ二二九・二四、幅四・七四、厚
さ二・四四である。^{〔3〕}一片に折れ、一片はやや曲がっているため全長
は若干の誤差があると考えられるが、「漢書」律曆志の規定によつ
て換算すると、長さの一寸 \equiv 二一・九mm、幅の一寸 \equiv 一三・五mm、
厚さの一寸 \equiv 一四mmとなり、幅と厚さの平均値一寸 \equiv 一三・三七
mmとなる。さらに、中國歴史博物館所蔵の「始建國元年正月癸酉
朔日制」銘を有する銅製方形一斗枀には、「方六寸、深四寸五分」
と記されており、その実測値から換算すると、一辺では一尺 \equiv 二三・
〇二七五mm、深さでは一三・〇二八八mmとなり、その平均値一尺 \equiv
一三・〇二八一五mmである。山西省博物館所蔵の「始建國天鳳元年
三月」銘を有する銅製一斛枀では、口徑三三・二四から換算した一
尺の実長二三・四七五九mmとなつていて。^{〔4〕}

このように、王莽尺には、始建國元年正月朔日制の一尺が、実長
二三・〇cm、一二・五cm、一三・〇八cmという大・中・小の三種類
の尺度が存在したことになる。こうした事情について岡野博士は、
「この奇異な現象を合理的に説明するには、どうしても次のよう
に考へざるを得ないのである。すなはち最初、王莽は漢尺を改めてそ
れよりずっと長い大尺をこしらえてみたが、こうした度外れのもの
は、とうてい一般に受け入れられるはずもなかつた。そこで彼は試
しに當時慣用されていた一三〇耗前後の尺をも用いてみると

表2. 王莽錢の尺度・重量一覽表

し、これを量量の方法に適用した。そしてさらに同じ始建國元年のうちに、復古主義の理想から周尺の採用を正式に決定した。だいたいこういう事情だったのであるまいか」と述べられている。^(註)また、天鳳元年の標準尺の出土例は知られていないが、前にみた天鳳元年三月の紀年銘を有する銅製一斛瓶から換算した二三・四七五cm前後が一尺の実長であったと考えられる。^(註)

次に重量の実際についてみてみよう。一九二七年に甘美省定西原の西鉄駅から出土した「始建國元年正月癸酉朔日制」銘の銅製輪形分銅では、一石分銅の重量が「一九九五〇九、九斤分銅が三三三・

四四九である。一両の重量では、各々、一五・六〇g、一五・四四g、一五・三九g、一五・〇六g、一五・一一g、平均一五・三九gとなり、一錠の重量では、各々、〇・六五g、〇・六四g、〇・六四g、〇・六三g、〇・六三g、平均〇・六三八gとなる。また、一九七三年に四川省成都市の天迴公社漢墓から出土した銅製分銅は、四両、

半斤、一斤の三種類あり¹³。各々の一両と一銖の重量は、一五・一九、一五・〇八九、一五・〇八九と〇・六三九、〇・六三九となる。これらの出土例から、王莽代の一銖は〇・六三一〇・六五九前後（平均値〇・六三五九）であったと考えられる。

これらの尺度と重量を王莽銭に適用すればどうになるであろうか。「漢書」食貨志記載の二十八品のうち、尺度と重量を規定した銅貨（鋸刀を含む）について記すと表2のとおりとなる。便宜上、尺度については銭貨が直径のみ、刀貨と布貨が全長のみを記している。また、「漢書」食貨志に記す契刀と鋸刀の長さ二寸は、環と身の比率から考えて、明らかに三寸の誤りであるので訂正した尺度としている。表に示す数値と、実際に出土した王莽銭の数値との関係が問題となるので、中国における王莽銭の出土例を次にみてみよう。

四、王莽銭の出土遺構とその年代

これまでみてきたように、王莽銭は発行・鋳造期間が短く限定されることはいえ、その種類が多いことから、漢代貨幣にあつては、五銖銭に次いで出土例と出土数が多い貨幣である。このため、広大な中国における出土例全般を把握することは不可能なことであり、本項の記述は、私が入手・利用できた報告文献の範囲に限っている。管見による王莽銭の中国出土例は表3のとおりであるが、原則的に出土遺構と伴出貨幣が不明確な例は除外しているものである。以下、本表に従って王莽銭の出土例を検討してみよう。王莽銭の出土遺構には、墳墓、宮（穴倉）、古城址、住居址、銅錢址、海底沈没

船などがある。このうち、墳墓からの出土例が最も多く、穴倉からの出土例も少なくない。

墳墓出土の王莽銭

新代の墳墓を初めとして、後漢、三国、南北朝、唐、五代の各時代の墳墓から出土している。

漢代の墳墓 多数の漢墓の発掘と詳細な報告で有名な洛陽市の焼溝漢墓（文献2）でみてみると、一二九基の漢墓中、六二基から王莽銭が出土しており、総数は七種一八三枚となっている。また、半両銭は一二基の墓から計一六二九枚、五銖銭は一五一基の墓から計八四五三枚が出土している。これらの銅錢のうち、半両銭が一型三種、五銖銭が一型一五型に型式分類され、墳墓の型式と墓葬の年代との相關関係の分析が行われている。¹⁴報告書によれば、燒溝漢墓の実年代は、第一二期が前漢中期前後、第三期（前期）が前漢晚期、第三期（後期）が王莽新前後、第四期が後漢早期、第五期が後漢中期、第六期が後漢晚期という六期に区分されている。各期における王莽銭と半両銭・五銖銭の伴出関係をみると次のようになつていて、三型で、五銖銭は一型一五型を含み、全て六期II後漢晚期に位置づけられる。王莽銭のみを出土する墓は一七基で、三期・三期後期が一四基と最も多く、三期・四期、四期、四期・五期のものが各一基認められる。つまり、王莽銭のみを出土する墓は王莽代を中心とした後漢早期・中期迄ということである。五銖銭を共伴する墓は三七基あり、三期・三後期のもの二〇基（五銖銭一型一型、三期一

表3. 中國王莽錢出土遺跡地名表（續）

七五	浙江省衢州市九峰鄉	錢5、東口一馬金貨、ベルシャ 銀貨	一九八三年四月
四二	河南省魯山縣城關	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九七二年七月
五四	山東省日照縣黃花店	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八三年五月
五七	湘西土家族苗族自治州古丈	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八〇年八月
六七	湖南省祁東縣小坪	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八三年七月
七〇	河南省息縣原羅河	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八一年一月
七四	山西省孝義縣上楊村	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九七七年一二月
一〇	山東省福山縣八角	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九七七年八月
一七	遼寧省凌海市新城市	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八四年八月
七二	吉林省吉林市烏拉街	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八四年九月
一八	吉林省白山市撫松木林河	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八四年十月
一九	吉林省九台縣長嶺	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八四年十一月
六八	福建省尤溪縣尤溪口	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八五年一月
河南省洛陽市瀍河區城東區			
六			
九三	海南省西沙群島	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八五年二月
五			
一三	陝西省臨邑縣武屯	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八五年三月
九六	內蒙古自治區准格爾旗	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八五年四月
九七	遼寧省本溪縣頭集	半兩、五錢、隋、唐、宋、金、元、明、清	一九八五年五月
四			
三			
二			
一			
九二			
九一			
九〇			
八九			
八八			
八七			
八六			
八五			
八四			
八三			
八二			
八一			
八〇			
七九			
七八			
七七			
七六			
七五			
七四			
七三			
七二			
七一			
七〇			
六九			
六八			
六七			
六六			
六五			
六四			
六三			
六二			
六一			
五九			
五八			
五七			
五六			
五五			
五四			
五三			
五二			
五一			
五〇			
四九			
四八			
四七			
四六			
四五			
四五			
四三			
四二			
四一			
四〇			
三九			
三八			
三七			
三六			
三五			
三四			
三三			
三二			
三一			
三〇			
二九			
二八			
二七			
二六			
二五			
二四			
二三			
二二			
二一			
二〇			
一九			
一八			
一七			
一六			
一五			
一四			
一三			
一二			
一一			
一〇			
九九			
九八			
九七			
九六			
九五			
九四			
九三			
九二			
九一			
九〇			
八九			
八八			
八七			
八六			
八五			
八四			
八三			
八二			
八一			
八〇			
七九			
七八			
七七			
七六			
七五			
七四			
七三			
七二			
七一			
七〇			
六九			
六八			
六七			
六六			
六五			
六四			
六三			
六二			
六一			
六〇			
五九			
五八			
五七			
五六			
五五			
五四			
五三			
五二			
五一			
五〇			
四九			
四八			
四七			
四六			
四五			
四五			
四三			
四二			
四一			
四〇			
三九			
三八			
三七			
三六			
三五			
三四			
三三			
三二			
三一			
三〇			
二九			
二八			
二七			
二六			
二五			
二四			
二三			
二二			
二一			
二〇			
一九			
一八			
一七			
一六			
一五			
一四			
一三			
一二			
一一			
一〇			
九九			
九八			
九七			
九六			
九五			
九四			
九三			
九二			
九一			
九〇			
八九			
八八			
八七			
八六			
八五			
八四			
八三			
八二			
八一			
八〇			
七九			
七八			
七七			
七六			
七五			
七四			
七三			
七二			
七一			
七〇			
六九			
六八			
六七			
六六			
六五			
六四			
六三			
六二			
六一			
六〇			
五九			
五八			
五七			
五六			
五五			
五四			
五三			
五二			
五一			
五〇			
四九			
四八			
四七			
四六			
四五			
四五			
四三			
四二			
四一			
四〇			
三九			
三八			
三七			
三六			
三五			
三四			
三三			
三二			

四期のもの一基（五銖錢三型）、四期のもの三基（五銖錢一・三型）、四期・五期のもの四基（五銖錢一・二・三・四型）、五期のもの七基（五銖錢一・三型）、六期のもの一基（五銖錢一・三・四・五型）となつてゐる。さらに各期ごとの王莽錢の出土数をみてみると、三期・三期後期の三四基から九五枚（一基平均二八・一枚）、三・四期の一基から二枚（一基平均一枚）、四期の墓四基から二八枚（一基平均七枚）、五期の墓七基から一三枚（一基平均一・八枚）、六期の墓九基から一五九枚（一基平均一七・六枚）となつてゐる。各期ごとの王莽錢の種類と数量は不明であるが、总数では大泉五十が八六五枚と最も多く、貨泉一九六枚がこれに次ぐ。

焼済漢墓と同じく多くの漢代墳墓が発掘された洛陽西郊漢墓（文献一一六）では、一七九基の墓から漢代貨幣が出土し、計六〇基から八種四〇三七枚（無文錢・鉄錢・鉛錢・錫錢を除く）の王莽錢が出土している。このうち、王莽錢のみを出土する墓は一基で、四期に属する一基のほかは全て三期のものである。总数四七六枚の王莽錢で、大泉五十が六六%を占め、貨泉が二八%、大布黄千が六%となつていて、五銖錢を共伴する四九基の各期ごとの組合せの特徴は次のとおりである。すなわち、三期の一九基からは計一九二〇枚の貨幣が出土し、王莽錢が四八%、五銖錢が五二%である。五銖錢では、I型四〇%、II型三%、III型五六%であり、王莽錢では、大泉五十が八三%と圧倒的に多く、貨泉が一〇%のほか他の錢種は極端に少ない。四期の一〇基では、計一八三九枚の出土貨幣のうち、五銖錢が四九%、王莽錢が五一%であり、五銖錢では、I型四%、III

型二%、IV型九四%となり、王莽錢では、大泉五十が五一%、小泉直一が二七%、大布黄千が五%、貨泉一三%となつてゐる。五期の九基では、計四五七六枚の出土貨幣のうち、五銖錢が六三%，王莽錢が三七%となり、五銖錢ではIV型が九七%を占め、王莽錢では泉が二枚に対し、五銖錢はIV型二枚、V型六枚、VI型一枚となつてゐる。各期ごとの一基平均王莽錢出土数は、三期が四七・九枚、四期が八六枚、五期が八八・七枚、六期が一枚であり、前にみた焼済漢墓とは傾向を異にしている。しかしながら、表示した他の漢代墳墓における王莽錢の一般的な出土状況は、焼済漢墓にみるように、前漢末・新初を盛期とし、後漢中期にかけて減少し、後漢晩期に再び増加する傾向を指摘できよう。

三国・南北朝の墳墓 王莽錢のみを出土したものは湖南省長沙市厚玉の晋墓（文献二二）と、江苏省南京市中山門外の東晋墓（文献三二）があり、各々、大泉五十が一枚出土している。東晋墓は泰元九年（三八四）年銘の碑が認められ、実年代を知り得るものである。

半兩錢・五銖錢を共伴するものとしては、湖南省长沙市の晋墓（文献一三）、南京市西善橋の東晋墓の東晋墓（文献三〇）、新張ウイグル自治区敦煌の晋墓（文献三七）、安徽省馬鞍山市の吳墓（文献一一二）などがある、長沙市の晋墓を除くほかは、全て三国時代の貨幣を共伴する。南京市西善橋の東晋墓の実年代は泰和四年（三六九）年、敦煌の晋墓は升平二年（三六九）年以前、馬鞍山市の吳墓は赤烏二年（三六九）年三月に死亡した朱然の墓である。五銖錢のみを共伴するも

のは、江蘇省宜興県城内の西晋墓（文献八）、浙江省黃岩県秀嶺の晋墓（文献九）、山東省淄博市臨淄区の北魏墓（文献一一）、安徽省合肥市東郊の後漢末～晋墓（文献二五）、湖南省長沙市硯瓦池の後漢末～六朝墓（文献二八）、浙江省安吉県三官の三国～西晋墓（文献三一）、江西省南昌市の晋墓（文献三九）、遼寧省遼陽市上王家村の晋墓（文献八四）、南京市西善橋の南朝墓（文献八八）などがある。

三国時代の貨幣を共伴するものは、全て五銖錢を伴出している。出土する王莽錢の種類は大泉五十と貨泉が圧倒的に多く、他はほとんどみられない。出土數は一、二～三枚が一般的で、一基あたりの出土貨幣數の多い墓には数十枚の王莽錢も混じっている例がある。

唐～五代の墳墓 唐代の墳墓では、寧夏回族自治区青铜峽県の磚窯墓（文献九九）から大泉五十、江蘇省常州市戚家村の画像磚墓（文献一〇〇）から大泉五十が一枚出土し、五代の墳墓では湖南省長沙市の土坑墓（文献三四）から大泉五十、安徽省合肥市の磚室墓（文献七九）から大泉五十と貨泉が出土している。共伴する貨幣は、開元通宝や天福通宝など唐・五代の貨幣で、合肥の磚室墓からは保大四（九四六）年銘の買地券が出土しており、墓の実年代を知ることができることである。

窖（穴倉）出土の王莽錢

貨幣を窖（穴倉）などに貯蔵する例は漢代から認められ、王莽錢の貯蔵も新代に始まり、後漢、三国～南北朝、唐、宋、金、明代までの長期間に及んでいる。一般に穴倉から出土する貨幣は、一〇〇枚程度ごとに麻繩を通してまとめ、色々な容器に入れて穴倉に埋蔵

する例が多く、容器には入れないで直接穴倉に納めている例もある。新～後漢の穴倉出土例 新～後漢代の穴倉からの王莽錢出土例は次のようなものがある。

(1) 山東省日照縣石臼港（文献六一） 一九八三年八月、港湾整備工事中、地下三〇cmの穴から合計一三七五枚の大泉五十が出土した。径一・六一～一・九四cm、重さは最大一〇・三g、最少三gで、錢文が裏返しのものが少数混じっている。

(2) 山東省高密縣后塔莊（文献一一〇） 一九八一年九月、採土工事中、地下三〇cmの穴から王莽錢と帶鉤・壺・鑑などの入った銅洗が出土し、近くから銅鏡一枚も出土した。同じ穴倉からの出土であり、王莽錢は大布黃千が一五六枚、貨泉一六〇枚、貨布五二枚、大泉五十が四枚、計三七二枚である。この埋蔵年代は新～後漢初年と考えられる。

(3) 甘粛省徽縣（文献五一） 一九八〇年、學校建設工事中、地下五〇cmの穴から重さ五〇kg、約三万枚の貨幣が出土した。大泉五十、貨泉、布泉とともに、前漢五銖・後漢五銖があり、後漢代に埋蔵されたと考えられる。

(4) 湖南省新寧縣白沙（文献五五） 一九八三年、園芸場造園工事中、穴倉から重さ三〇kgの貨幣が出土した。大泉五十・貨泉のはか、半兩錢・前漢五銖・後漢五銖があり、貨幣の埋蔵年代は後漢末前後と考えられる。

(5) 河北省深澤縣宋道口（文献五八） 一九八三年一二月、穴倉の中から一個の陶製壺が出土し、壺に重さ一五・八kg、約五千枚の

貨幣が入れられていた。大泉五十が三枚、貨泉二六枚、布泉一枚のほか、半兩錢一〇枚、前漢五銖一〇〇枚、後漢五銖四八二枚があり、埋藏年代は後漢末と考えられる。

(6) 甘肃省天水県街亭村（文献五九） 一九八三年七月二〇日、

地下四〇四の穴から銅灶と銅井と貨幣一三枚が出土した。貨泉一枚のほか、前漢五銖三枚、後漢五銖八枚があり、後漢末に埋藏されたと考えられる。

(7) 河北省易県北賈庄村（文献六二） 一九八三年一二月、土取工事中、地下一・一mの穴から貨幣が入った甕一個が出土した。貨

泉二六〇五枚のほか、半兩錢一枚、五銖錢三枚がある。剪輪貨泉が認められることから、埋藏年代は後漢末と考えられる。

(8) 広東省清遠県高中培村（文献六三） 一九八四年一月、穴の中から銅蓋に入った約一万枚の貨幣が出土した。貨泉、半兩錢を混じえ、大多数が後漢五銖で、埋藏年代は後漢代と考えられる。

(9) 湖南省祁陽県（文献六九） 一九八五年一二月二二日、地下六〇四の穴から木桶入りと思われる貨幣が出土した。総重量一

九・三kgを測り、整理した一六六五枚の貨幣は、大泉五十を一枚、貨泉八枚を含む半兩錢五枚、後漢五銖一六四九枚であり、後漢末に埋藏されたと考えられる。

(10) 陝西省安康（文献七二） 一九七九年一月、長さ六m、幅一m、深さ一・五mの磚造りの穴倉が見つかり、その中から四九・五kgの貨幣と鉄錠三個が出土した。貨幣は大泉五十・貨泉、五銖錢があり、延光（一二二一—一二五五）紀年銘の磚があることから、後

漢中期に埋藏されたものである。一九八四年八月二〇日には、地下一・五mの円形穴倉に埋藏された一〇〇kgの貨幣が見つかった。約二万枚の貨泉と少數の後漢五銖であり、後漢代に埋藏されたものである。

(11) 吉林省磐安県好太王碑付近（文献七七） 一九五六夏、好太王碑の東北方一〇余mの地点から貨幣が入った陶製の甕が発見された。貨幣は総重量三・三・五kg分で、貨泉が全体の一〇%弱、方

足布が少量、明刀錢約五〇%、五銖錢がこれに次ぎ、半兩錢が一〇・一〇%となっている。埋藏年代は後漢代と考えられる。

(12) 山西省侯馬市西張蔡村（文献八三） 一九五八年九月、土地を掘削中、大量の貨幣が発見された。総重量約一五〇kg、計約九万枚を数える。主な貨幣は五銖錢で、大泉五十・貨泉などの王莽錢、

五銖あり、後漢末に埋藏されたと考えられる。五銖錢の六〇%以上が剪輪錢・漢代の半兩錢を少量混じえている。五銖錢の六〇%以上が剪輪錢を数える。主な貨幣は五銖錢で、大泉五十・貨泉などの王莽錢、

五銖あり、後漢末に埋藏されたと考えられる。

三国～南北朝の穴倉出土例 この年代の穴倉からの出土例は次のとおりである。

(1) 湖北省長陽県賀家坪（文献九五） 一九七六年一月、整地工事中、穴の中から銅製鼎と銅製洗に入った貨幣が発見された。王莽錢は大泉五十と貨泉があり、後漢五銖とともに出土枚数が最も多い貨幣である。最も古い貨幣は半兩錢で、前漢高后（前一八六）年の八銖半兩と文帝五（前一七五）年の四銖半兩が少數ある。また、三国時代の直百五銖、直百小錢、大平百錢、大泉当十も少量混じえている。この埋藏年代は三国時代初期と考えられる。

(2) 浙江省紹興県錢清（文献四六）一九七八年三月、地下一m

の深さから、長さ一・五m、幅〇・五m、高さ〇・四mの穴倉が見つかり、総重量四九九kg、約三三三万枚以上の貨幣が出土した。王莽錢は大泉五十と貨泉であり、前漢の半兩・五銖、後漢五銖、三国時代の直百五銖・大平百銖・定平一百を混じていて。

(3) 広西省荔浦県興坪（文献一〇七）一九八一年三月、穴倉から総重量約一五kgの貨幣が発見された。王莽錢は大泉五十と貨泉があり、前・後漢の五銖錢に次いで出土数が多い。最も古い貨幣は前漢の八銖半両で、三国時代の直百五銖・定平一百・大平百銖などを含み、最も新しい貨幣は東晉の五銖である。

(4) 江蘇省丹徒県高資（文献四三）一九七三年一〇月、地下五〇cmのところから陶製の壺に入った貨幣が発見された。総重量は一四〇kg余りで、王莽錢には大泉五十・貨泉・布泉の三種があつて、数量は全体の一・五%である。前・後漢の五銖錢が全体の九〇%以上を占め、前漢の半兩錢が一・二%、直百五銖・大泉当千・定平一百・大平百銖など三國貨幣と東晉の貨幣が少量混じる。埋蔵年代は東晉中期（四世紀後半）以後、南朝宋初期を越えないと考えられる。

(5) 四川省威遠県黃荆沟（文献一〇四）一九七八年一月、一個の陶製の壺が発掘され、その中から総重量一〇kg余りの貨幣が見つかった。残欠の少量を除き一七〇三枚あり、王莽錢は貨泉四枚のみである。前漢武帝期の半兩錢一枚、前漢五銖錢三・五枚、後漢の剪輪五銖錢二八一枚、蜀漢五銖錢四〇枚、直百五銖錢四三五枚、無字小銭一四五枚、「五」字錢一枚があり、三国・六朝の埋蔵年代が

考えられよう。

唐代の穴倉出土例

大量の金・銀・ガラス器と豪華な文物が出土

したことで有名な陝西省西安市何家村（文献九〇）の出土例がある。

出土した貨幣は、春秋・戰国・漢・南朝陳・唐代の中國貨幣のほか、日本の和同開珎（銀鏡）五枚、東ローマ帝国ヘラクリウス一世金貨、ササン朝ペルシャ帝国ホスロウ一世銀貨などの外國貨幣も混じっている。王莽錢は、鎏金貨布七枚、大布黃子が一枚、小泉直一が一枚、一刀直五千が一枚、貨泉が一枚となっている。

宋、金・明代の穴倉出土例 北宋代一例、南宋代四例、金代四例、明代一例についてみてみよう。

(1) 浙江省桐庐縣九峰鄉（文献七五）一九八三年四月七日、穴の中から総重量五九五kg、約一万枚の貨幣が発見された。前漢の半兩錢・五銖錢・王莽錢、後漢の五銖錢をはじめ、北朝、隋・唐、五代、北宋の貨幣を合わせて三四種類あり、王莽錢は大泉五十と貨泉である。北宋代に埋蔵されたものと考えられる。

(2) 河南省魯山縣城關（文献四二）一九七二年七月、農地の水路工事中、地下六〇cmのところから、総重量三五〇kgの貨幣が入った一個の壺が出土した。出土した貨幣は、前漢半兩・五銖・貨泉、後漢五銖を含む、唐・五代・北宋・南宋・金代の貨幣である。出土數と種類が圧倒的に多いのが北宋の貨幣である。

(3) 山東省日照縣海澨（文献五四）一九八三年五月、深四〇cm、高さ三五cmの円形穴倉の中から、総重量一一〇kg余の貨幣が掘り出された。前漢五銖・貨泉を含み、隋五銖・唐の開元通宝、五代・北

宋・南宋の貨幣三三種がある。最も新しい貨幣は、南宋の建炎通宝

(一一二七一一三〇年)で、南宋代に埋蔵されたと考えられる。

(4) 山西省孝文県上柳村(文献七四) 一九七七年一二月中旬、

地下一・二mの穴の中から、貨幣が入った二個の瓦質甕が発見され

た。貨幣は総重量四〇〇kg、計一一五五〇枚である。秦半兩、前

漢半兩、前漢五銖、王莽錢、後漢五銖および三国・南北朝のものを

含み、隋・唐・五代・北宋・南宋・遼・金代までの貨幣六三種があ

る。王莽錢は大泉五十・契刀五百・貨泉・布泉が認められる。埋蔵

年代は南宋の嘉定年間(一一〇八一一二四年)と推定されている。

(5) 山東省福山県八角(文献一二二) 一九七七年八月、地下五五cmの穴の中から、総重量二七kg、計約九〇〇枚の貨幣が入った陶製の甕が発掘された。前漢五銖、布泉を含み、唐・五代・北宋・南宋の貨幣三三種がある。北宋・南宋の貨幣が多数を占め、南宋代に埋

藏されたと考えられる。

(6) 遼寧省沈陽市新城子(文献一二七) 一九七九年、整地工事中、

陶製甕に入った総重量五〇kg余の銅錢が発掘された。漢代の半兩、貨泉、剪刃五銖を含み、隋五銖、唐の開元通宝・乾元重宝・五代十國・北宋・南宋の各種貨幣、金の海陵王時期鋳造の正隆元宝、世宗時期鋳造の大定通宝(銀錢)を混じており、金代の埋蔵錢と考えられる。

(7) 吉林省永吉県烏拉街(文献七二) 一九八四年一〇月、滿族

自治乡大邦村で、地下五〇cmのところから、総重量六五kgの貨幣が入った六耳鐵鍋が発掘された。出土した貨幣のうち、整理された一

五kg、二四八〇枚では、五銖錢四枚、貨泉一枚、唐の貨幣七六枚、

五代十國の貨幣二六枚、北宋の貨幣三六六枚、南宋の貨幣二五七枚、金の貨幣七枚の内訳となっている。金の海陵王時代(一一四九

一一六〇年)、女真族によつて私藏されたものと考えられる。

(8) 吉林省桦甸縣木其河(文献一〇八) 一九八一年春、整地工

事中、長方形の木箱に入った総重量一〇〇kg余の貨幣が発掘された。

北宋の貨幣が九〇%と最も多く、前漢五銖一枚、貨泉一枚、隋五銖

一枚、唐の開元通宝一枚、乾元重宝一枚などがある。金の明

昌五(一一九四)年前後に埋蔵されたと考えられる。

(9) 吉林省九台県卡倫(文献一〇九) 一九八二年六月、地下一

mの工事中、地下八〇cmのところから、総重量一六〇kg余、計三一八

〇枚の貨幣が入った鉄製甕が発掘された。前漢の四銖半兩四枚、前

漢五銖七枚、貨泉三枚、後漢五銖一枚を含み、隋・唐・五代・北

宋・南宋・金代の貨幣がある。最も新しい貨幣は金の大定通宝で、

埋蔵年代は大定二九(一一八九)年前後と考へられる。

(10) 福建省尤溪県尤溪口(文献六八) 一九八四年八月、地下三m

のところから、貨幣が入った三個の甕が発見された。貨幣の総重量

は約五〇kgであり、識別可能なもの六三種ある。漢代の貨幣に半兩、

五銖、貨泉が各一枚あり、唐代三種、五代十国三種、北宋代三三種、

南宋代一九種、元代三種がある。最も新しいものが明の洪武通宝で、

埋蔵年代は明代初期(一四世紀後半)と考へられる。

その他の遺構出土例

古城址 一九五五年四月一日～六月三十日に発掘調査された河

南省洛陽市漢河南縣城東区（文獻四）では、地下室、糧倉、土坑などの遺構から、大泉五十・貨泉・貨布などの王莽錢が出土し、遺構の年代は新代と考えられる。また、一九八〇年四月～一二月に試掘調査された陝西省臨潼縣武屯の秦・漢代の栎陽城址（文獻二三）では、大泉五十・大布黃千・小泉直一が出土しており、後漢代の年代が考えられる。さらに、内蒙自治区准格尔旗の广衍城址（文獻九六）では、前漢半兩、前漢五銖とともに大泉五十が出土しており、新・後漢初期の年代が考えられる。

住居址 一九五五年五月～九月に発掘調査された遼寧省遼陽市三道溝村（文獻六）の三軒の住居址から、大泉五十・大布黃千・一刀直五千・貨泉が出土している。刀錢・半兩・五銖を伴い、新・後漢初期の年代と考えられる。

鑄錢址 一九七五年春に大泉五十と小泉直一の錢范が見つかり、一九七六年五一六月に試掘調査された遼寧省寧城縣黑城（文獻九七）から、大泉五十が二五枚、小泉直一が二〇枚、大布黃千が九枚、貨泉一五枚、計六九枚の王莽錢が出土している。遺跡は王莽錢の鋳造址で、大泉五十の陶製錢范四九七個、小泉直一の錢范五二二個が発掘されている。「始建国元年二月」の紀年銘をもつ錢范が一一〇件あり、出土した王莽錢の実年代を知る上で貴重である。

海底沈没船 一九七四年四月下旬、海南省西沙群島の海底から、明代沈没船の残骸とともに多量の貨幣が引き上げられた（文獻九三）。引き上げられた貨幣の総重量は四〇三・一kgで、識別可能な貨幣は一九七・五kg、八〇七〇六枚である。大泉五十が一枚、貨泉

一枚、後漢五銖三枚を混じえた唐・明代の貨幣である。明代の貿易の船が難破し、沈没したものと考えられる。

小結

以上みてきた王莽錢の出土例とその年代についてまとめるところのようになろう。

王莽錢の出土する年代では、鋳造・発行直後から認められ、墳墓、穴倉、住居址、鑄錢址などの遺構より出土している。新・後漢初期にあつては、出土する王莽錢の種類も多く、大泉五十・貨泉・小泉直一・布泉などの錢貨（円形方孔錢）のほか、契刀五百・一刀直五千などの刀貨、大布黃千・壯布七百・貨布などの布貨が出土している。後漢代においては、ひき続ぎ墳墓への副葬が行われるものの、中期から後期にかけては減少し、後漢末期に再び増加する傾向を示す。これは穴倉からの出土貨幣においても指摘でき、王莽錢の種類は大泉五十と貨泉の二種が中心で、他の王莽錢は極端に減少する。三国・南北朝期の王莽錢は、墳墓・穴倉からの出土例が少なくないものの、大泉五十と貨泉が中心で、時代が下するに従つて出土数も減少する。唐代以降においては、墳墓からの出土例はさらに減少し、出土数も一～二枚程度である。穴倉出土例は宋・金代にやや増加するが、出土数は少數である。

このように、中国から出土する王莽錢は新・後漢代を中心として、三国・南北朝、唐、五代、宋、金・明代まで認められる。この現象は、半兩錢・五銖錢など他の漢代貨幣についても同様で、中国の貨幣経済史に関わる問題である一方、これらが日本の遺跡からも出土

しているのであって、貨幣をめぐる日本と中国との交渉史を考察するに当つては、これら貨幣の細かい分析が必要であろう。このようない意味から、各年代における中国出土王莽錢の実体を、「漢書」食貨志に記されている尺度と重量を中心として次にみよう。

表3. 中国王莽錢出土遺跡地名表關係文献
1 中國科學院考古研究所 洛陽燒溝漢墓 一九五九年
2 安志敏 河北省唐山市賈各莊發掘報告 考古學報第6冊 一九五三年一二月

3 食貨超 西安白鹿原墓發掘報告 考古學報一九五六—三
4 黄展岳 一九五五年春洛陽河南縣城東區發掘報告 考古學報一九五六年一四月
5 廣州市文物管理委員會 廣州市龍生岡43號東漢木槨墓 考古學報一九五七年一月
6 東北博物館 遼陽三道臺西漢村落遺址 考古學報一九五七年一月
7 李正光・彭青野 長沙沙湖橋一帶古墓發掘報告 考古學報一九五六年一四月
8 罗宗真 江蘇宜興晉墓發掘報告—試論出土的青瓷器— 考古學報一九五七年一月
9 浙江省文物管理委員會 黄岩秀橋水庫古墓發掘報告 考古學報一九五八年一月
10 貴州省博物館 貴州清鎮平場漢墓發掘報告 考古學報一九五九年一月
11 河南省文化局文物工作隊 一九五五年洛陽澗西區小型漢墓發掘報告 考古學報一九五九年一月
12 河南省文化局文物工作隊 河南新安鐵門鎮西漢墓發掘報告 考古學報一九五九年一月
13 湖南省博物館 長沙西晉南朝隋墓發掘報告 考古學報一九五九年一月

14 黃河水庫考古工作隊 河南陝縣劉家渠漢墓 考古學報一九六五年
15 甘肅省博物館 武威雷台漢墓 考古學報一九七四年
16 湖北省博物館 宜昌前坪戰國兩漢墓 考古學報一九七六年
17 广西壯族自治區文物工作隊 平東銀山山陰漢墓 考古學報一九七八年
18 南阳地區文物隊・南陽博物館 唐河漢都平大尹冯君孺人面象石墓
19 貴州省博物館考古組・威寧縣文化局 威寧中水漢墓 考古學報一九八一年
20 湖南省博物館・益陽縣文化館 湖南益陽戰國兩漢墓 考古學報一九八一年
21 山東省文物考古研究所 臨淄北朝齊氏墓 考古學報一九八四年
22 湖南省博物館 湖南資興晋南朝墓 考古學報一九八四年
23 中国社會科學院考古研究所益陽發掘隊 秦漢益陽城遺址的勘探和
試掘 考古學報一九八五年
24 肅浦六朝墓發掘隊 扬州胥浦六朝墓 考古學報一九八八年
25 22 安徽省博物館清理小組 安徽合肥東郊古墓清理簡報 考古通訊一九八四年
26 26 任錫光 四川簡陽洛帝鄉西漢、東漢墓清理 考古通訊一九八八年
27 27 魏忠如 西安十里鋪東漢墓清理簡報 考古通訊一九八八年
28 28 李正光 湖南長沙硯瓦池古墓的清理 考古通訊一九八八年
29 29 河北省文物管理委員會 唐山市陡河水庫漢、唐、金、元、明墓發
掘簡報 考古通訊一九八八年
30 30 葛治功 南京西善橋東晉秦和四年墓清理簡報 考古通訊一九八八年

- 32 浙江省文物管理委员会 浙江安吉三官乡的一座六朝初期墓 考古
 通訊一九五八—六
- 33 陕西省文物管理委员会 西安环城马路汉墓清理简报 考古通訊一
 九五八—七
- 34 湖南省博物馆 湖南长沙市郊五代墓清理简报 考古一九六六—三
- 35 贵州省博物馆 贵州安顺宁谷发现东汉墓 考古一九七一—二
- 36 巩县文化馆 河南巩县岭村发现一座西汉墓 考古一九七四—一
- 37 敦煌文物研究所考古组 敦煌晋墓 考古一九七四—三
- 38 奉县博物馆 奉县凤凰台一号汉墓清理简报 考古一九七四—三
- 39 江西省博物馆 江西南昌晋墓 考古一九七四—六
- 40 洛阳博物馆 洛阳涧西七里河东汉墓发掘简报 考古一九七五—一
- 41 宝鸡市博物馆·千阳县文化馆 陕西省千阳汉墓发掘简报 考古
 一九七五—三
- 42 杨焕成 鲁山县发现一批古钱 考古一九七六—四
- 43 建江市博物馆 江苏丹徒东晋窖藏铜钱 考古一九七八—一
- 44 南京博物院 江苏盱眙东阳汉墓 考古一九七九—五
- 45 湖南省博物馆 长沙金塘东汉墓发掘简报 考古一九七九—五
- 46 绍兴县文物管理委员会 浙江绍兴县出土一批窖藏古钱 考古一九
 七九—六
- 47 江西省历史博物馆 江西南昌市东吴高崇墓的发掘 考古一九八〇
 一—三
- 48 扬州博物馆 扬州东风砖瓦厂汉代木椁墓群 考古一九八〇—五
- 49 扬州博物馆 扬州东风砖瓦厂八、九号汉墓清理简报 考古一九八
 一—三
- 50 礼州遗址联合考古发掘队 四川西昌礼州发现的汉墓 考古一九八
 〇—五
- 51 熊国亮 甘肃徽县出土一批窖藏铜钱 考古一九八二—一
- 52 成阳市文管会·咸阳市博物馆 咸阳市空心砖汉墓清理简报 考古
 一九八二—三
- 53 鄂城县博物馆 湖北鄂城四座吴墓发掘报告 考古一九八二—三
- 54 杨深富 山东日照县发现窖藏铜钱 考古一九八五—三
- 55 杨平怀 湖南新宁县出土汉代窖藏铜钱 考古一九八四—二
- 56 柳州市博物馆 柳州市郊东汉墓 考古一九八五—九
- 57 湘西土家族苗族自治州博物馆 湘西吉首发现窖藏铜钱 考古一九
 八六—一
- 58 淮南县文物保管所 河北涿鹿县发现汉代窖藏铜钱 考古一九八六
 一—一
- 59 天水县文化馆 甘肃天水县出土汉代铜灶、铜井 考古一九八六—
 一
- 60 安徽省文物考古研究所 安徽马鞍山市佳山东吴墓清理简报 考古
 一九八六—五
- 61 杨深富·李玉华 山东日照石臼港出土一批古代货币 考古一九八
 六—七
- 62 张洪印 河北易县发现新莽货泉 考古一九八六—七
- 63 郭宝通·曾敏强 广东清远出土汉代窖藏铜钱 考古一九八六—八
- 64 昭通地区文物管理所 云南昭通市鸡窝院子汉墓 考古一九八六—
 六—二
- 65 扬州博物馆 扬州市郊发现两座新莽时期墓 考古一九八六—一—
 一
- 66 衡阳市博物馆 湖南衡阳茶山坳东汉至南朝墓的发掘 考古一九八
 六—一—二
- 67 唐祁 湖南衡阳出土两批窖藏货币 考古一九八七—一
- 68 陈本颖 福建尤溪县发现一批窖藏钱币 考古一九八七—一
- 69 邵阳县活溪文物保护所 湖南邵阳县出土汉代窖藏钱币 考古一九
 八七—一七
- 70 急县文化馆·石建国·张泽松 急县发现宋代窖藏货币 考古一九
 八七—一八
- 71 徐信印·丁义前 陕西安康发现古代窖藏货币 考古一九八七—一

- 尹都山 吉林永吉县出土窖藏铜币 考古一九七八一—
何志国 四川绵阳东汉崖墓 考古一九八八—三
孝义县博物馆 山西孝义县上柳村出土一批古钱币 考古一九八八
严康福 浙江桐庐发现窖藏钱币 考古一九八八—五
王步艺 莺湖褚山古墓清理简报 文物一九五六—二
李连 韩安发现古钱 文物一九五七—八
南京博物院 晶梨水库汉墓发掘简报 文物一九五七—一四
石谷风·马人权 合肥西郊南塘墓清理简报 文物一九五八—三
广州市文物管理委员会 广州东山象栏岡第2号木椁墓清理简报
文物一九五八—四
陕西省文物管理委员会 长安县三里村东汉墓群发掘简报 文物一
九五八—七
贾岐 榆阳汉墓出土的彩绘陶楼 文物一九五八—一〇
暢文斋 侯馬發現一批漢代貨幣 文物一九五九—一
李庆发 辽阳王家村舊代壁画墓清理简报 文物一九五九—七
李泰山 太原金庄村9号汉墓 文物一九五九—一〇
湖南省博物馆 长沙五里牌古墓群清理简报 文物一九六〇—三
河南省文化局文物工作队 河南安阳河王水库汉墓 文物一九六〇
一
南京博物院·南京市文物管理委员会 南京西善桥南朝墓及其陪葬
壁画 文物一九六〇—八—九
陝西考古所涇水队 鄖县雅店村清理一座东汉墓 文物一九六一—
九〇 陝西省博物馆·文物管理委员会革命委员会写作小组 西安南郊何
家村发现唐代窖藏文物 文物一九七二—一
甘肃省博物馆 武威磨咀子三座汉墓发掘简报 文物一九七二—一
四川省博物馆·盐亭县文化馆 四川盐亭东汉崖墓出土文物简记
九二 一
九三 广东省博物馆 广东省西沙群岛文物调查简报 文物一九七四—一
○ 九四 河南省博物馆 灵宝张湾汉墓 文物一九七五—一
长阳县人民文化馆·张典雅 湖北长阳县发现一批窖藏古钱 文物
一九七七—三
内蒙古自治区历史研究所·崔培 崔汉广衍故城及其附近的墓葬
文物一九七七—五
昭乌达盟文物工作站·宁城县文化馆 辽城县黑城古城王莽钱范作
坊遗址的发现 文物一九七七—二
九五 安徽省亳县博物馆 亳县曹操宗族墓群 文物一九七八—八
宁夏回族自治区博物馆 银川附近的汉墓和唐墓 文物一九七八—
八
九六 九七 常州市博物馆 常州南郊戚家村画像砖墓 文物一九七九—三
徐州市博物馆 徐州发现东汉建初二年五十床铜剑 文物一九七九—
一〇二 九八 山东省福山县文化馆图博组 山东福山县发现一批窖藏铜钱 文物
一九八〇—一
一〇三 九九 洛阳博物馆 洛阳东汉光和二年王当墓发掘简报 文物一九八〇—
一〇四 一〇〇 四川省博物馆·粟洪奇 四川绵竹出土大量“直百五铢”钱 文物
一九八一—二
一〇五 一〇一 三台县文化馆 四川三台县东汉岩墓内发现新莽铜钱 文物一九八
一〇六 一〇二 郭清华 陕西勉县金泉新明墓葬 文物一九八四—四
一〇七 一〇三 广西壮族自治区博物馆·于凤芝 广西荔浦县发现汉晋窖藏古铜
钱 文物一九八四—一
一〇八 一〇四 吉林省博物馆·张立明 吉林桦甸出土金代窖藏铜钱 文物一九八
五一

- 109 谷潛 吉林九台卡伦金代窖藏铜钱 文物一九八五一
 110 齐坊市博物馆·高密县图书馆 山东高密发现一批汉代铜钱 铜钱
 文物一九八五—一〇
 111 安徽省考古研究所·马鞍山市文化局 安徽马鞍山吴朱然墓
 发掘简报 文物一九八六—三
 112 洛阳地区文化局文物工作队 河南洛宁东汉墓清理简报 文物一九
 八七—一
 113 扬州博物馆 扬州平山养植场汉墓清理简报 文物一九八七—一
 114 临汾地区文化局·曲沃县文化馆 晋南曲沃苏村汉墓 文物一九八
 七—六
 115 南京市博物馆·周裕兴·顾苏宁 南京江宁晋墓出土瓷器 文物一
 九八八—九
 116 中国科学院考古研究所洛阳发掘队 洛阳西郊汉墓发掘报告 考古
 学报一九八三—一
 117 沈阳市新城子区文化馆 沈阳市新城子区出土两批铜钱考古一九八
 三—一—

五、中国出土王莽钱的尺度与重量

「漢書」食貨志に記されている王莽錢は、全部で三二品あるもの

の、実際に遺跡から出土している貨幣は、大泉五十、契刀五百、一
 刀直五千、小泉直一、大布黃千、壮布七百、中布六百、差布五百、一
 貨布、貨泉などの錢貨・刀貨・布貨および「漢書」に記載がみられ
 ない布泉である。これらの中で、出土年代および尺度と重量が確実
 にわかる貨幣について検討してみよう。

大泉五十

〔漢書〕食貨志に記されている居攝一(七)年初鋤の大泉五十の

尺度と重量は、徑一寸一分、重さ十二銖であり、これをメートル法
 に換算した数値は表2に示したとおりである。大泉五十は王莽錢の
 中で出土数の多い錢貨であるが、発掘報告文献に詳細な計測値と
 重量が記された例がきわめて少ないのが残念である。普段では錢徑
 と重量が共に記されているのは次の諸例を知り得る。

(1) 洛陽市洛陽燒溝漢墓出土例 (文献二)

王莽代に属する墓から出土した大泉五十の大部分は、徑一・九四、
 重さ八・三九前後である。寸法では始建国元年大尺の一寸二分に近
 似し、重量も十二銖の許容範囲である。なお、その重量は不明であ
 るが徑二・七四、二・四四、一・八四の大泉五十も同時期に行われ
 ている。

(2) 洛陽市洛陽西郊漢墓出土例 (文献一六)

計一六三五枚の大泉五十が出土しているが、徑一・四一—一・八四、
 重さ〇・四一—一・四九の間にあり、「漢書」食貨志の規定に合致
 するものが全体の二三%、徑二・六四、重さ三・六九のものが四三%
 を占めている。

(3) 山東省日照縣石臼港出土例 (文献六一)

大泉五十のみ一三七五枚が「括出土」し、王莽代に埋蔵されたと考
 えられるが、最大徑二・九四、重さ一〇・三九のものと、最小徑二・
 六四、重さ三・〇九のものがある。錢文が裏返しになっているもの
 もあり、同時期の私鋤錢を含むものと考えられる。

(4) 河南省陝縣川家渠漢墓出土例 (文献一四)

新後漢初期に属し、徑一・八四、重さ七・五九のものから、徑

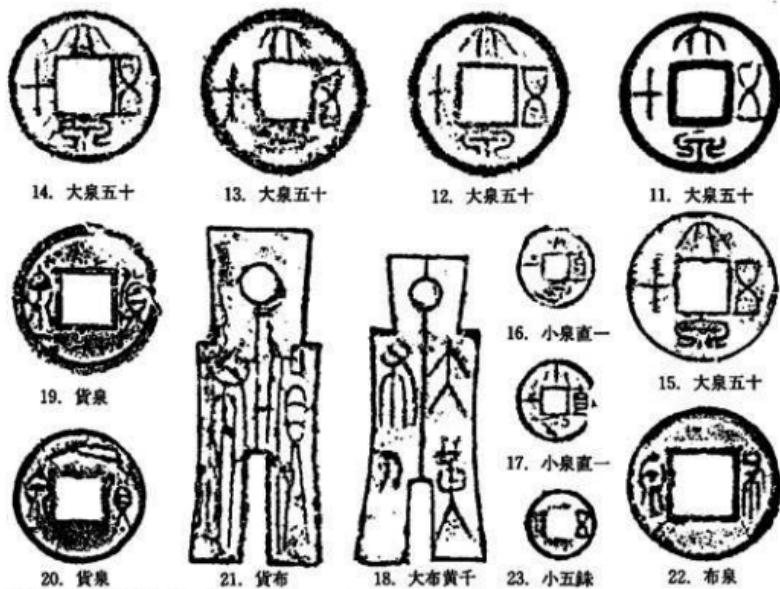


図1. 受贈王莽錢拓影 (実大・番号は表1と一致する)

二・二四、重さ二・一〇のものである。前者の寸法と重量は「漢書」食貨志の規定に合致するものの、後者は私鑄錢であろう。

(5) 河北省涿鹿県宋道口出土例 (文献五八)

二・九を測る。重量がやや不足するが、「漢書」の規定には合致するものである。

(6) 湖南省祁陽縣出土例 (文献六九)

後漢末に埋蔵されたと考えられるもので、最大径三・七cm、重さ三・七gのものと、最小径一・四cm、重さ二・一gのものがある。

いずれも後漢代に私鑄された可能性が強い。

(7) 湖南省安興縣晉墓出土例 (文献三二)

四一二号墓から一枚出土したもので、径二・七cm、重さ四・七gを測る。重量が約半分しかなく、私鑄錢であろう。

このように、大泉五十の錢徑と重量が知られるのは數例なのであるが、錢徑のみを知りうるものについては、最小一・八cm、最大三・〇cmとして、二・二二四、二・三三〇、二・三五〇、二・四〇、二・五〇、二・六〇、二・六五〇、二・七〇、二・七五〇、二・八〇、二・九〇などというように、大きなバラツキが認められるのである。これらのことから大泉五十は、その発行開始直後から、すでに私鑄が行われたことが推測されるのであり、このことは「漢書」食貨志の記載と一致するものである。

貨泉

天鳳元(一四)年初鋤の貨泉は、径一寸、重さ五铢と定められて

おり、この換算値は表2に示したとおりである。すなわち、その径は天風元年尺で二・三四七田、重さは三・一五一三・一二五の範囲となる。寸法と重量がわかる出土例をみてみよう。

(1) 洛陽市洛陽焼漢墓出土例（文献一）

王莽代に属する墓から出土した貨泉の大部分は、径二・三四、重さ三・九のもので、銅質は大泉五十と同様にきわめて良好である。寸法と重量が「漢書」の記載とほぼ一致し、官鋳品と考えられる。また、径二・〇四、重さ一・八九のものが少数あるが、銅質と鋳造技法は前者とほとんど差はないものである。この貨泉は後漢初期の墓から出土している。さらに、後漢晚期の墓からは、少数の私鋳貨泉が出土している。

(2) 洛陽市洛陽西郊漢墓出土例（文献一六）

計一八八五枚の貨泉が出土しているが、径〇・九一・一・五四、重さ〇・一九・五九の間にある。このうち径一・三四、重さ一・一・九〇のものが全体の一・三%あり、報告者はこれを「漢書」食貨志の規定にほぼ合致するとしている。しかしながら重量が不足しており、二・一一〇は三・一・一〇のミスプリントであろう。また、径二・〇四以内で重さが一・四九未満のものが全体の八七%を占めているが、貨泉の出土は五・六期の墓から八一%が出土しており、後漢後期・晚期の私鋳錢と考えられよう。

(3) 河南省陝縣刘家渠漢墓出土例（文献一四）

径一・三四、重さ一・五九のものから、径一・九四、重さ〇・九九のものが出土している。前者は径一寸に近似するが、重量はやや不

足するものである。後者は径・重量ともに「漢書」食貨志の規定とは合致していない。

(4) 河北省深澤南縣宋道口出土例（文献五八）

径一・一四〇、重さ一・三九のものから、径一・一四、重さ一・四九のものがあり、重量が不足するものばかりである。

(5) 河北省易県北賈庄村出土例（文献六一）

後漢代に埋蔵されたもので、二六〇五枚の貨泉のうち、径一・三四、重さ三・九のものは、寸法・重量とともに「漢書」食貨志と合致している。なお、径一・九一・一・四、重さ一・七五一・八九の剪輪貨泉も混じっている。

(6) 湖南省祁陽縣出土例（文献六九）

径一・三三、重さ一・七九のものが八枚出土しており、径は一致するものの、重量が不足している。

(7) 四川省威遠縣黃荆沟出土例（文献一〇四）

三国時代・六朝期に埋蔵されたと考えられるもので、出土した四枚の貨泉は、径二・六四、重さ一・六九のもので、重量が不足するものである。

(8) 陝西省西安市白鹿原墳墓出土例（文献三）

後漢中期の墓から、径一・九四、重さ一・三八〇のもの一枚、後漢晚期の墓から、径一・九四、重さ一・四九のものが出土しており、いずれも私鋳錢と考えられる。また、三国時代の墓から、径一・七四、重さ〇・八九の剪輪貨泉が出土している。

(9) 洛陽市漢河南縣城東区出土例（文献四）

後漢代の地下遺構から、大泉五十を一〇枚共伴して五枚の貨泉が出土しており、うち一枚が径二・七五寸、重さ一四・五九の大貨泉である。この大貨泉の径は、始建國元年中尺では一寸二分に近似し、重さは二三銖に近似している。

⑩ 陝西省西安市十里鋪後漢墓出土例（文献二六）

後漢末築造の磚室墓から、径一・八一三・一四、最大重量六・二一九の大貨泉が出土している。径は一寸二分に近似し、重さは十銖に相当するものである。

⑪ 河南省安陽収集貨泉

廢品回収の際に収集されたもので、三二四五枚の貨泉がある。同一の穴倉から出土したものと考えられ、錢文や形制から三類に分類されている。I類が四二・八三三%、II類が三三・五三三%、III類が二三・六四%の割合である。径と重量をみると、径ではI類が一・二四一・三七四、II類が一・一二一・一、III類が二・一・一・一、三〇である。重量では、二・八・三・六〇のものが、I類が七九・四%、II類が四一・六%、III類が三四・七%、剪輪錢などを除いた平均重量は、I類が三・一七九、II類が三・一九、III類が二・九九となっている。「漢書」食貨志の規定に合致する官鋳錢の割合は、I類が最も多く、II類、III類の順になつていている。

以上が貨泉の径と重量を知り得る諸例であるが、径のみをみた場合においても、後漢末に私錢されたと考えられる大貨泉を除き、一・九四一・四〇の間でさまざまな数値のバラツキが認められるので

ある。大泉五十と同様に、貨泉もまた發行直後から私鋳が行われ、後漢代においても継続したと考えられる。

貨布

天鳳元（二四）年に貨泉とともに初鋳された貨布は、全長二寸五分、幅一寸、首の長さ八分、幅八分、首部の円孔径一分半、足枝長八分、足の間一分、重さは二十五銖、錢文は右側に「貨」左側に「布」というように定められ、その貨幣価値は貨泉の二十五枚分に相当した。その全長と重量の換算値は表2に示したとおりだが、足枝長についてみると、始建國元年大尺で二・〇四、小尺で一・八四、中尺で一・八五四、天鳳元年尺では一・八七四となる。出土した貨布のうち、寸法と重量が明記されている報告書はほとんど無く、次の二例で寸法を知り得るのみである。

洛陽焼澆漢墓中の後漢晚期に属する墓から出土した一枚は、長さ五・七四、足枝長一・八四と報告されている（文献二）。この貨布の全長と足枝長から割り出した一寸の数値は、前者が一・一二三（四）、後者が二・一五（四）であり、始建國元年小尺に據つたものと考えられる。また、山東省高密県后塔庄の新一後漢初期の穴倉から出土した五二枚の貨布は、長さ五・五五四、足枝長一・八五一・九五（四）と報告されている（文献一〇）。前と同じように算出すると、全長の一寸が二・一二三（四）、足枝長の一寸が二・三一・一・二・四四（四）となり、始建國元年小尺に據つたものと、天鳳元年尺に據つたものの二種類が混在すると考えられる。しかしながら、いずれも重量が不明であるので、可能性を指摘するだけにとどめたい。

大布黄千

始建國元（九）年に初鋳をみた大布黄千は、長さ一寸四分、重さ一両と定められている。洛陽焼溝漢墓から出土した一六枚は、長さ五・三五匁、重さ二・一匁と報告されており（文献一）、長さの一寸が一・三匁で始建國元年小尺に近似するものの、重さは一両に満たない。このほか、湖北省宜昌漢墓の出土例（文献一六）が長さ五・一匁、陝西省臨潼縣武屯漢代古城址出土例（文献二三）が長さ五・五匁、江蘇省揚州市平山の新代の墓からの出土例（文献六五）が長さ五・六匁、山東省高密縣后塔庄の新—後漢初期穴倉出土例（文献一〇）の長さ五・一二五—五・四五匁というようになっている。

五・一匁のものと五・一五匁のものについては、いかなる王莽尺を用いても「漢書」食貨志の規定に合わないが、その他は合致するものである。なお、四川省三台県の後漢初期崖墓（文献一〇）から出土した大布黄千には、銭文が裏返しに鋳出されているものがあり、鋳造開始直後から私鋳が行われたことを示している。

小泉直一と布泉

始建國元（九）年に初鋳された小泉直一の規定は、徑六分、重さが一銖とされている。徑の六分は、始建國元年大尺で一・五〇匁、小尺で一・三五匁、中尺で一・三八匁であり、天鳳元年尺では一・四一匁に近似する。重さ一銖は〇・六三—〇・六五匁程度である。洛陽焼溝漢墓出土例三枚は、徑一・三匁、重さ〇・八匁を測り、徑は始建國元年小尺に近く、重さも規定にほぼ合致する。寸法が報告されている陝西省臨潼縣漢代古城址出土例が徑一・五匁、陝西省西

安市环城馬路の七号漢墓から出土した一七三枚が徑一・四匁のものであり、いずれも「漢書」食貨志の規定に合致している。

布泉は「漢書」食貨志には記されていない貨幣であるが、管見では一例を知り得る。洛陽焼溝漢墓出土例は、徑一・六匁、重さ一・八匁、河南省陝縣対家渠漢墓（文献一四）から出土した四枚が徑一・六匁、重さ三・五匁、河北省涿鹿縣宋道口出土例（文献五八）が徑二・二匁、重さ三・六匁となっている。これら少數の出土例で布泉の基準を考えるのは困難だが、出土状況から王莽錢であることは確実であろう。

王莽錢の錢范と尺度

このように、中國出土王莽錢の尺度と重量がわかる例は非常に少なく、今後の報告に期待するほかないものであるが、次に錢范と尺度についてみてみたい。管見の王莽錢錢范出土例とその概要は次のとおりである。

(1) 陝西省西安市三橋鎮出土の大泉五十錢范⁽²⁾

王莽錢の錢范出土地点は、三橋鎮の北方二・五匁の漢代草城の門口に当る。一九四五年以前、大きな土坑から千個以上の陶製錢范が出土した。その錢種は大泉五十が最も多く、小泉直一がこれに次ぎ、壯泉四十、小布一百、中布六百、次布九百などの錢范がある。この中で、銘をもつのは「始建國」の三字を刻むわずか一個のみである。なお、小泉直一と同じ大きさの五銖一泉の錢范があり、居撰年間の鋳造時期と考えられる。



4. 日照石臼港



3. 洛陽燒溝漢墓



2. 洛陽燒溝漢墓



1. 洛陽燒溝漢墓



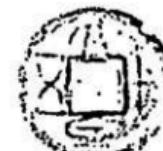
8. 西昌孔州漢墓



7. 千陽縣漢墓



6. 叶岭村漢墓



5. 日照石臼港



12. 鸿臘院子漢墓



11. 鸿臘院子漢墓



10. 寧城縣鑄錢址



9. 勉縣新墓



16. 洛陽燒溝漢墓



15. 揚州新墓



14. 揭州新墓



13. 千陽縣漢墓



21. 揭州東風漢墓



20. 寧城縣鑄錢址



19. 洛陽燒溝漢墓



18. 洛陽燒溝漢墓



17. 寧城縣鑄錢址



26. 洛陽燒溝漢墓



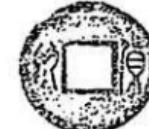
25. 吉林省輯安



24. 天水縣穴倉



23. 華浦六朝墓



22. 華浦六朝墓

圖2. 中國出土大泉五十（1—16）、小泉直一（17）、貨泉（18—25）、布泉（26）、拓影（實大）

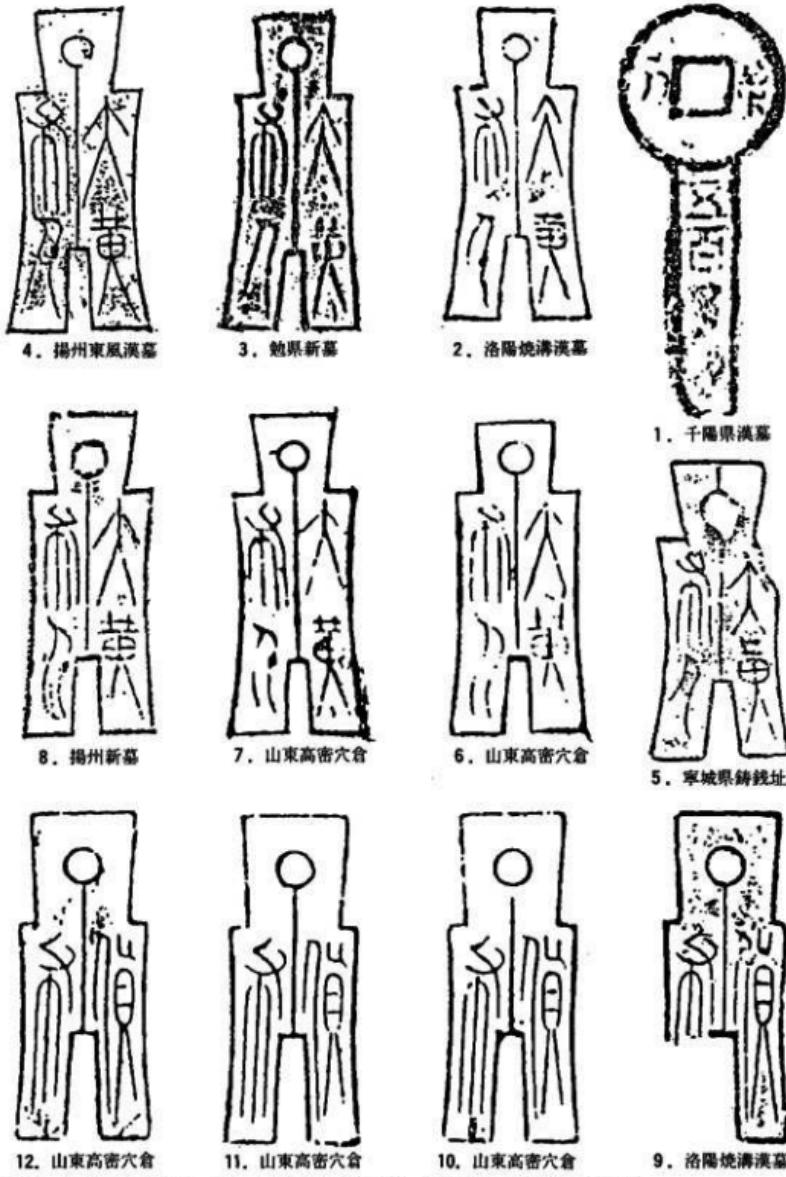


圖3. 中國出土錢刀五百 (1)、大布黃千 (2~8)、貨布 (9~12) 拓影 (拓大)

(2) 陝西省興平県豆馬鄉出土の大泉五十銭范²⁵⁾

一九五八年一月、土塹内の土取中、大泉五十の完全な鉄製錢范が発見された。長さ三九・八四、幅二・五四、厚さ一・五四を測り、范面には六行の錢模があり、一行九枚、計五四枚となつていてる。

(3) 陝西省西安市郭家村出土の大泉五十銭范²⁶⁾

一九五八年四月、郭家村西北約二〇〇m、漢代長安城玉女門遺址から西へ四〇〇m距てた地点から、各種青銅器の鋳型を焼造した縛積みの窯跡が発見された。この中に大泉五十の錢范があり、一三組、計四六個の完形品が出土している。范面の錢模は四個ずつ正方形に配置され、すれないと凸起と凹みが二ヶ所にみられる。

(4) 河南省郷縣城内出土の大泉五十銭范²⁷⁾

一九六三年春、城内の西寄りのところを掘堀中、大泉五十の錢范が発見された。錢范は大泉五十の一種類だけで、数量は比較的多いものの、完形品はきわめて少ない。錢范の形状は方形に近い平板状を呈し、刃長約九・一四、厚さ約一四で、中央に孔径〇・三四の円孔がある。大泉五十の錢模は、范面の四ヶ所にあり、正方形に配置されている。木炭の屑と大泉五十の銅錢が燃着しているものがあることから、この遺跡は大泉五十の鋳造所址と考えられる。

(5) 四川省西昌県石寡出土の貨泉錢范²⁸⁾

一九七六年二月二十五日、農道工事中、青銅器が入った一基の穴倉が発見され、貨泉の錢范が五個、鋼製模二個、鋼鋳四個が出土した。錢范は貨銅製の大きさと同じもので、母范となるものである。このうち三個が完形品で、平面が長胴の三味線胴形を呈し、長さ一〇・

七四、幅七・三四、厚さ一四を測る。范面の縁部は、幅〇・三〇、

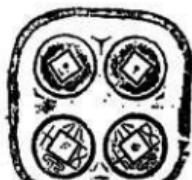
高さ〇・五〇の周郭がめぐり、背面は平坦である。貨泉の錢模は、一列四枚が二列に配され、錢文は細字の篆体で「貨」字を右側、「泉」字を左側に陽刻している。錢径一・一四、周郭幅〇・一四、穿孔径〇・七四を測り、表側に孔郭はなく、裏側に幅〇・一四の孔郭がある。冷却時の収縮の度合いを考えると、鋳造後の錢径は二・〇〇程度と考えられる。穴倉から出土したことや、銅模と銅鋳の共伴關係から、私鋳錢用のセットと思われる。

(6) 陝西省西安附近発見の王莽錢范²⁹⁾

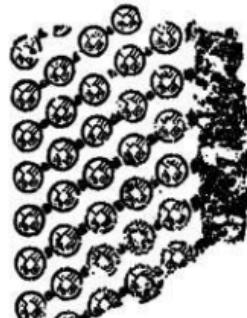
一九四五年以降、陝西省博物館と咸陽市博物館が、西安付近から収集した王莽錢の錢范に、次のようなものがある。大泉五十の錢范は四点で、銅製二点、鐵製一点、粘土製一点がある。銅製のうち一点は子范であり、全長二五四、幅八・五四、厚さ一・三四、首部の長さ四・九四、幅五四の平面羽子板状を呈し、范面中央部に湯を通す槽がある。両側に各六枚の錢模を配し、計一二枚を鋳造できる。錢径は三・〇〇、收縮率を勘案すると径一寸一分となる。他の一点は母范であり、一刃七・七四、厚さ一四の平面圓丸方形を呈する。四個の錢模が各二個ずつ面と背を対称にして陽刻されている。錢径二・二二、周郭の幅〇・一二を測る。錢径は一寸一分よりはるかに不足するものである。粘土製のものも母范であり、平面長方形を呈すが完形品ではない。范面に一五個の錢模が残り、全て大泉五十の錢面を陽刻している。錢径は二・八四、肉厚〇・一二、周郭〇・一二を測り、径一寸一分と一致する。鐵製のものは子范であり、長さ四



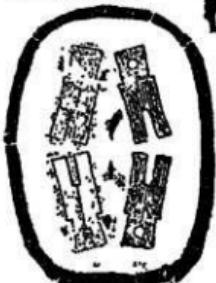
1. 大泉五十錢范



2. 大泉五十錢范

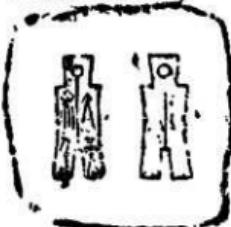


4. 小泉直一錢范



7. 貨布錢范

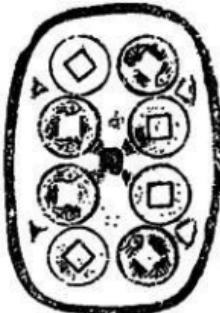
3. 大泉五十錢范



6. 大布黃千錢范



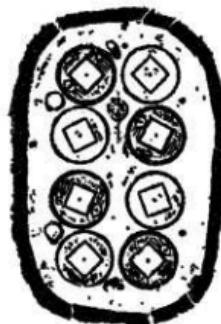
5. 壮泉四十錢范



8. 貨泉錢范



9. 貨泉錢范



10. 布泉錢范

图4. 中国出土王莽钱范拓影 (缩尺不同, 1~7·10: 註24文献, 8~9: 註23文献)

○cm、幅三cm、厚さ一cmの平面しゃもし形を呈す。錢模は中央の槽を中心とした両側に、三列九枚が陽刻され、合計五四枚の大泉五十が鋳造できる。錢径一・八cmで、径一寸二分には大きく不足するものである。

大泉五十のほか、小泉直一、壮泉四十、弟布八百、中布六百、大布黄千、貨布、貨泉の錢范が各一点ずつある。小泉直一の錢范は粘土製の母范であり、完存品ではないが、平面長方形を呈す平板状の錢范である。范面には錢径一・三cmの錢模が三五枚完存し、四枚が半欠状態で残存している。徑六分に一致する数値である。壮泉四十の錢范も粘土製の母范であり、錢模は一四枚が完存し、三枚が半欠している。錢径は二・三cmを測り、始建國元年中尺の一寸に一致するものである。弟布八百の錢范も粘土製の母范であり、錢模は三枚が完存し、一枚が残存している。長さ五・〇cmを測り、これも始建國元年中尺の二寸二分に一致する。中布六百の錢范も粘土製の母范で、錢模四枚が完存し、三枚が残存する。長さ四・〇cmで、いずれの王莽尺で測っても二寸とはならない長さである。大布黄千の錢范は銅製の母范である。一辺八・二cm、厚さ一・六cmの平面隅丸方形を呈し、范面には表裏各一枚の錢模が対称に鋳出されている。長さ五・三cmを測り、始建國元年小尺の二寸四分よりやや短かい数値である。

貨泉の錢范も銅製の母范である。長さ一一・六cm、最大幅七・一cm、厚さ〇・九cmの平面長胴三味線胴形を呈し、范面には表裏各四枚の錢模が交互二列に陽刻されている。錢径は一・四cmを測り、

取縮率を考えれば天風元年尺の一寸に近似するといえよう。貨布の錢范も銅製の母范であり、長さ一五cm、最大幅一〇・四cm、厚さ一・四cmの平面長胴三味線胴形を呈す。范面の錢模は、表裏各一枚が相対して陽刻されている。長さ五・七cm、幅一・五cmを測り、始建國

元年中尺の数値に近い。布泉の錢范も銅製の母范であり、長さ一・三cm、最大幅八・二cm、厚さ一・二cmの平面長胴三味線胴形を呈するものである。表裏各八枚の錢模が、交互二列に陽刻されている。錢径は一・七cmで、取縮率を勘案すれば、これまで出土した布泉の

実例と合致するものである。
(7) 河南省收集の大泉五十錢范

散逸した文物を收集する過程で、一組の大泉五十の完全な銅製錢范が見つかった。その一組は、長さ一三・三cm、幅七・二cm、厚さ〇・六cmの平面隅丸長方形を呈し、一列四枚、計二列八枚の錢模を陰刻するセットの錢范で、錢径三・三cm、周郭の幅〇・二cmを測るものである。もう一組は、長さ八・一cm、幅七・七cm、厚さ〇・五cmの平面略方形に近い錢范である。范面には、四枚の錢模が方形に配置され、一方が表、他方が裏である。錢径一・九cm、周郭幅〇・三cmを測る。もう一件の大泉五十の錢范もあり、長さ九・一cm、幅八・七cm、厚さ一・五四cmの四隅を面取りした形のもので、錢模は表裏各一枚を対称に陽刻している。これらの錢范は、新代に属すると思われる。

小結

以上、中国出土王莽錢の尺度と重量を出土錢と錢范の両面からみてきたが、いずれの場合も具体的な計量値が示されている文獻が少

なく、統計的手法による分析を試みるには資料不足は否めない。この中で比較的その計量値が多く示されている大泉五十と貨泉については、現後階において次のように指摘できると思われる。すなわち、居撰二年に初めて発行された大泉五十は、初鋲のものの径が三・〇

〇日（始建国元年大尺）、二・七八四（始建国元年中尺）、二・七〇四（始建国元年小尺）に各々近似する三種類があり、各重量は七・六六・七・八〇九に近似するものであつて、西安市附近から発見された錢范のうち、径三・〇四のもの（銅製・子范）、径二・八四のもの（粘土製・母范）が適合し、河南省収集の錢范では径一・九四（銅製・子范）が適合するものである。翌年の始建国元年正月朔日以降から天鳳元年以前の五年間に鋳造された大泉五十では、これら三種類の中で径三・〇〇四と径二・七〇四に近似するものは次第に減少し、徑二・七八四に近似するものが増加したと考えられる。実際の出土例で、これらの尺度と重量に適合しない例が数多いことは前にみたとおりであり、西安附近および河南省発見の錢范をみても、径一・八四（鉄製・子范）、径一・二四（銅製・母范）、径三・三四（銅製・子范）などがみられ、官制とは合致しない大泉五十が発行直後から私鋲されていたことを示している。

天鳳元年に初めて発行された貨泉については、その尺度は天鳳元年尺が採用されたと考えられるものの、なお始建国元年中尺が慣用されていたとも思われ、径は二・三〇八四と二・三四七四に近似するものであったと考えたい。重量の五銖は三・一五・三・一五九に近似するものであるが、實際の出土錢のうち、これに適合しない例

が多く認められるることは前にみたとおりである。錢范においても、徑二・四四（西安附近出土・銅製・母范）が適合するほか、徑二・一四

（四川省石墓出土・銅製・母范）は適合せず、貨泉も発行当初から私鋲が盛んに行われたことを示している。なお、貨泉の中で、後漢末に私鋲されたものとされる、徑二・七五四、重さ一四・五九のものや、徑三・一四、重さ六・二一〇などの大貨泉がみられることはどのように解釈すればよいであろうか。径では、前者は始建国元年中尺、後者は始建国元年大尺の一寸二分にそれぞれ近似し、重さでは前者は一二銖もしくは二三銖、後者は一〇銖に近似するようである。この大貨泉を含め、「漢書」食貨志の規定に合わない大泉五十や貨泉などは私鋲錢と考えられるものの、市場における貨幣の交換とその比率は、名目の値より品位と重量が基本とされたのであって、このことは、前漢以来の貨幣である半兩や五銖とともに貨泉にも周郭や孔郭を剪ぎ落した剪輪錢・剪郭錢の存することからも察えるのである。この理由は、貨幣の名目上の値における十進法と、その値を規定した重量における十二進法・二十四進法との矛盾や、現実に市場で売買される諸々の品物（商品）の価格と重量に対する発行貨幣總量との関係に起因するもので、官鋲のみならず私鋲の王莽錢各種についても、数量的分析による比較検討が今後の課題であろう。

おわりに

本稿を草する契機となつたのは、冒頭述べたように、福岡市平和台の鴻臚館跡の遺構から、日本では初めて大泉五十が発見された

表4. 日本の王莽錢出土地名表（註30高倉洋彰氏作成地名表を一部改変・追加）

ことによる。しかもこの大泉五十は、最下層が一〇世紀後半、上層が一一世紀の遺物を含む廃棄物処理遺構（図-1-1）の下層から出土し、この層あるいは上層には弥生・古墳など古い時代の遺物は一切含まれていなかつた。このためにその移入時期をめぐる議論が起つたのであるが、出土した大泉五十は径二・七六cm、重さ三・九二gを測り、肉眼観察だけでも鋤上がりが悪く、器面は風化が著しいものである。周郭や銭文もシャープさに欠けており、これを王莽代の官鋤品とするには疑問が大きいものであった（図5）。計量値においては、径は一寸二分に合致するものの、重量は「漢書」食貨志の規定には全く合致せず、銅化による重量の若干の増加を勘案すれば、まさに六銖に相当し、規定の丁度半分の重量になると考えられたのである。



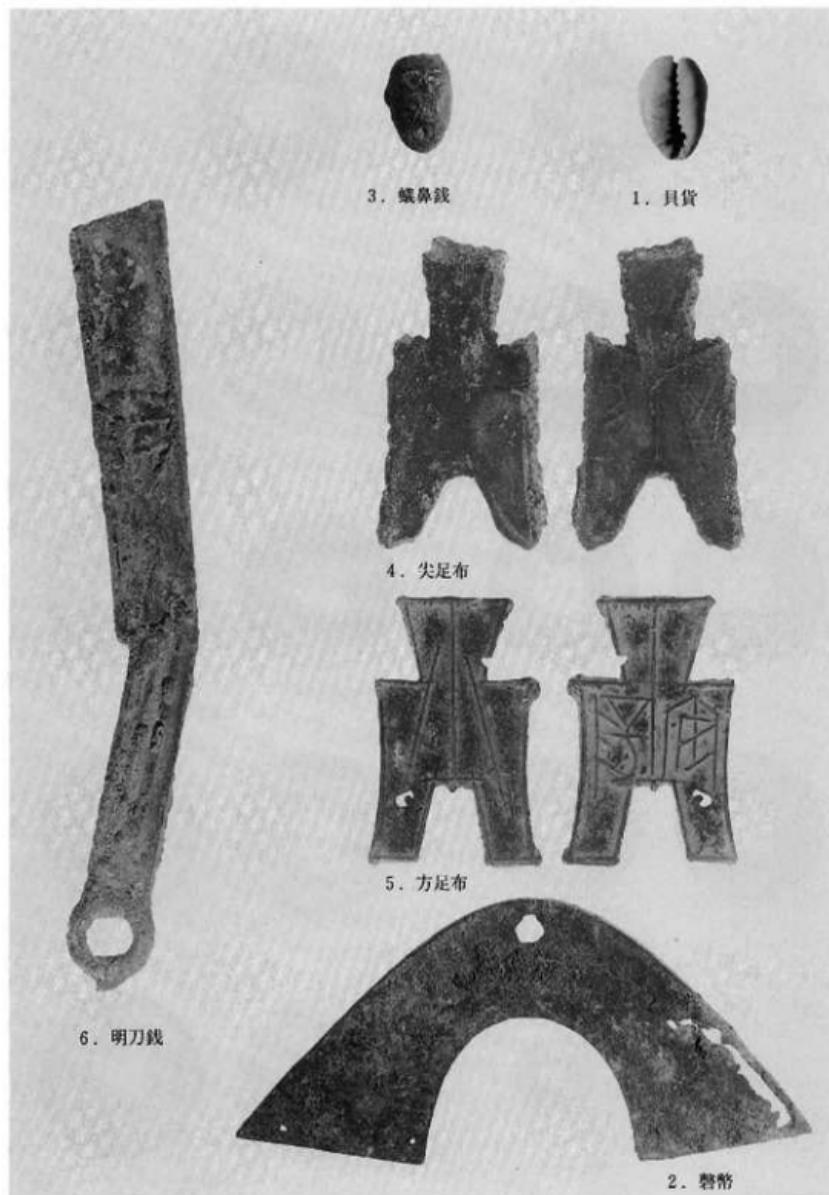
図5. 鴻臚館跡出土大泉五十

このような疑問から、中国から出土する王莽銭の実体を調べるべく企図したのであるが、これまでみてきた結果をまとめれば次のようにならう。すなわち、第一には王莽銭のうち大泉五十・貨泉などの円形方孔銭（銅貨）は、王莽新代のみならず、少なくとも宋・明代までは通貨として市場に流通していたということである。このことは日本歴史における貨幣経済史的侧面からみて看過できないと思われ、日本の遺跡出土王莽銭にあっては、貨泉

の出土例が多いものの、最近では中世の遺跡出土例も増加しているのである。⁽⁵⁾ 第二には、弥生遺跡から出土する王莽銭についても、單純に王莽銭＝新代の貨幣とはできず、それらの中國出土例（私鋤銭を含む）との数量的分析などの手続が方法的に必要であるということである。

- 本稿を成すに当たっては、橋詰武彦氏からは古銭についてご教示いただき、高倉洋彩氏からは日本および中國の貨泉出土例について情報をお教えていただいた。当館の小松原澄江、中村浩美の両姫には、資料作成で大変なご苦労をおかけした。これらの方々に対し厚く感謝する次第である。（一九八九、一、一九稿丁）
- 註
- (1) 福岡市立歴史資料館 鴻臚館跡出土品速報展 一九八八 福岡。
 - (2) 意見の一方は、一世紀初頭にもたらされたものが何らかの事情で鴻臚館の遺構に紛れ込んだとし、もう一方は、一〇世紀の段階で移入されたとする。日本と中國の学者双方が新聞紙上で所説を展開した。
 - (3) 古銭学では、唐より以前の貨幣を古代貨幣、唐以後の貨幣を歴代貨幣と区分している。
 - (4) 岡崎敬 中國と日本の貨幣の交渉 大阪市立博物館図録 中國歴代貨幣・日本歴代貨幣展 一九八四 大阪。
 - (5) 橋口達也 半兩銭・貨泉について 志摩町教育委員会 新町遺跡—福岡県糸島郡志摩町所在墳墓群の調査—II 一九八八 福岡。
 - (6) 小田富士雄 山口県沖ノ山発見の漢代銅錢内藏土器 九州古文化研究会 古文化談叢九 一九八一 北九州。
 - (7) 栗山伸司 第1地點谷部出土の五銖銭 効北九州市教育文化事

- 業団埋蔵文化財調査室 守恒道路一国道三三二号線築造工事に伴う発掘調査 一九八六 北九州。
- (8) 奥村武 博多祇園山笠发掘文化財品目録 一九五三 福岡。
- (9) 小田富士雄 大分市・丹生川周辺の弥生遺物 九州考古学研究 弥生時代篇 一九八二 東京。
- (10) 末水雅雄・島田曉・森浩一 和泉貴金塚古墳 一九五〇 京都。
- (11) 大庭康時 五銖錢について 福岡市教育委員会 都市計画道路 博多駅前港緑園地埋蔵文化財調査報告(Ⅲ) 一博多一 一九八九 福岡。
- (12) 舟山良一 貨布について 大野城市教育委員会 仲島達郎著 一福岡県大野城市仲島周辺遺跡調査概要 一九八三 福岡。
- (13) 「漢書」王莽伝の地皇元(二〇)年の条に貨布と貨泉の発行の記述があり、地皇元年発行説をとる研究者もいる。本稿では貿易志の天鳳元年発行に従うものである。
- (14) 容庚 漢金文錄卷二 一九三一 上海。
- (15) 制体智 小校經全文拓本卷十一 一九三五 上海。
- (16) 関野雄 中国古代の尺度について 中国考古学研究 一九五六 東京。
- (17) 羅福頤 伝世歷代古尺圖錄 一九五七 北京。
- (18) 中國國家計量总局 中国古代度量衡圖集(邦訳版) 一九八五 東京。
- (19) この数値は、「漢委奴國王」金印の四辺平均長二・三四七(%)に匹たりと一致しており、後漢代の一寸にもあてはまるものである。
- (20) 五銖錢の各型式と発行・流通の絶対年代については、一型が前漢武帝・昭帡期、二型が宣帝・平帝期、三型が後漢光武帝建武・一六年・質帝期、四型が桓帝期、五型が靈帝期としている。
- (21) 烧溝漢墓の分類との関係は、一型がI型(武帝五銖)とII型(昭帝五銖)に分けられている。
- (22) 戴志強・謝世平「貨泉・初探—兼论莽钱制作特征的演变—中國錢币一九八四—」
- (23) 陳直「石渠閣王莽錢的背面范 考古通訊一九五五—」北京。
- (24) 卢智邦 六平 豆馬乡发现漢代「大泉五十」錢范 文物一九五八一七 北京。
- (25) 陝西省博物館 西安北郊新莽錢范址清理簡報 文物一九五九一一 北京。
- (26) 金槐 河南邓县发现一处汉代銅錢址 文物一九六三一二 北京。
- (27) 西昌地区博物館 四川西昌发现貨泉錢范和銅鏡 考古一九七七年四月 北京。
- (28) 蔡永华 解放后西安附近发现的西汉新莽錢范 考古一九七八一二 北京。
- (29) 刘东明 河南征集的「五銖」及「大泉五十」錢銅范 文物一九八五年六月 北京。
- (30) 高倉洋彰 貨泉出土地名表 九州歴史資料館 大宰府史跡—昭和六二年度発掘調査概報 一九八八 福岡。



寄贈された中国貨幣（殷・周～戦国）

2. 菩幣



8. 四銖半兩



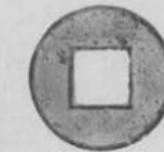
7. 六銖半兩



10. 五銖



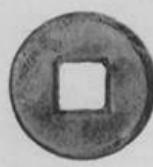
9. 五銖



14. 大泉五十



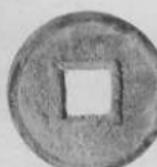
11. 大泉五十



15. 大泉五十



12. 大泉五十



17. 小泉直一



16. 小泉直一



13. 大泉五十

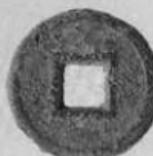


寄贈された中国貨幣（前漢～新）



18. 大布黄千

21. 貨布

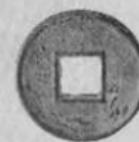


19. 貨泉

22. 布泉



23. 小五銖



20. 貨銖



26. 五銖



27. 莖輪五銖



24. 五銖



29. 常平五銖



28. 蒜環五銖



25. 五銖



寄贈された中国貨幣（新～三国）



33. 乾亨重宝



32. 開元通寶



31. 開元通寶



30. 隋五銖



37. 崇寧重寶



36. 崇寧通寶



35. 唐國通寶



34. 周元通寶

41. 永樂通寶
(日本鑄銀錢)40. 永樂通寶
(日本鑄ビタ錢)

39. 永樂通寶



38. 永樂通寶



44. 乾隆通寶



43. 乾隆通寶



45. 光緒通寶



42. 興朝通寶

寄贈された中国貨幣（隋・唐～明・清）

執筆者

高田茂廣 福岡市立歴史資料館嘱託

塩屋勝利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第13集

1989年3月31日

編集・発行

福岡市立歴史資料館

福岡市中央区天神1丁目15番30号

TEL. (092) 741-5488

印 刷

祥文社印刷株式会社

福岡市博多区博多駅南4丁目15番17号

